

「地理空間情報の活用推進に関する行動計画(G空間行動プラン)」(旧)
に関するフォローアップ報告

平成24年10月

地理空間情報活用推進会議

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|----------------------------------|-------------------------|--------------------------|---|----------------------------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 第1章 地理空間情報の活用の推進に関する全般的施策 | | | | | | | | | | | | |
| 1. 関係主体の推進体制の整備と連携の強化 | | | | | | | | | | | | |
| (政府が一体となった施策の推進とその体制整備) | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 1章1(1) | 戦略的体制及び運営のあり方の検討 | 国の関係部局や地方公共団体、民間事業者からのヒアリング等を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を進める。 | 地理空間情報活用推進会議(以下「推進会議」という。) | 現状や課題についての調査を進める。 | | | | | 地理空間情報の整備・更新・提供・流通や、準天頂衛星による衛星測位システムに関する現状や課題について調査を行った。推進会議議長を、これまでの内閣官房副長官補から内閣官房副長官(政務及び事務)とするなど組織の見直しを行い、戦略的体制の強化を図った。 | A : 十分達成 | 平成20年6月地理空間情報活用推進会議を設置、同年10月産官学連携協議会を設置し、地理空間情報の活用推進のための現状や課題について調査及び議論を行ってきた。また、推進会議の下に2つのワーキンググループ(地理情報システムワーキンググループ、衛星測位ワーキンググループ)を設置し、さらに、地理情報システムワーキンググループの下に3つの検討チーム(個人情報保護・知的財産に関する検討チーム、国の安全に関する検討チーム、基盤地図情報整備・更新に関する検討チーム)を設置した。計画期間を通じて、ワーキンググループ及び検討チームを設置し個別の課題の対応にあたるなど、戦略的な体制の整備及び運用に努めた。 |
| 2 | 1章1(1) | 衛星測位に係る施策の推進体制の見直し等の検討 | 衛星測位に関する施策の推進体制については、必要に応じて、平成20年5月に成立した宇宙基本法及びそれに基づいて設置される宇宙開発戦略本部での議論や、平成21年6月に策定された宇宙基本計画等を踏まえつつ、宇宙基本法及び地理空間情報活用推進基本法の基本理念に沿って見直し等を検討する。 | 内閣官房(宇宙開発戦略本部事務局) | 宇宙開発戦略本部の下に我が国の測位衛星システムの推進を検討する体制を整え、事業計画の策定を行い、平成24年度予算措置の是非に関する判断を行う。 | | | | ○ | 宇宙開発戦略本部の下に設置された宇宙開発専門調査会において「宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について」をとりまとめるとともに、「内閣府設置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定するなど、内閣府において準天頂衛星システムの開発・整備・運用を行うための体制整備に必要な検討等を行なった。 | A : 十分達成 | 宇宙開発戦略本部の下に設置された宇宙開発専門調査会において「宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について」をとりまとめるとともに、「内閣府設置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定するなど、内閣府において準天頂衛星システムの開発・整備・運用を行うための体制整備に必要な検討等を行なった。 |
| (国と地方公共団体との連携・協力) | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1章1(2) | 国と地方公共団体との連携 | 地理空間情報の活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議等を開催し、連携を図る。 | 国土交通省 | 各都道府県と連携を図るため、担当者会議等を平成20年度から実施する。 | | | | | 都道府県の基本法及び測量法の担当者会議を全国10ブロックにおいて延べ52回開催し、国と地方の連携強化を図った。 | A : 十分達成 | 都道府県の基本法及び測量法の担当者会議を全国10ブロックにおいて延べ163回開催し、国と地方の連携強化を図った。 |
| 4 | 1章1(2) 1章5 2章3(2) | 統合型GISの普及・啓発の推進 | 統合型GISの活用推進に関する都道府県の担当者を対象とした会議を開催し、普及・啓発の推進を図る。 | 総務省 | 統合型GISの活用・推進を図るため、統合型GIS自治体連絡会議を実施する。 | | | | | 統合型GISの活用推進に関する都道府県の会議を平成23年12月12日に開催した。 | A : 十分達成 | 統合型GIS自治体連絡会議を開催し自治体間の連携の強化とセミナーによる知識の向上を図った。 |
| 5 | 1章1(2) | 国と地方公共団体等の連携による基盤地図情報の整備 | 基本測量や公共測量の測量成果の相互利用や測量作業の調整等について国と地方公共団体が連携し、基盤地図情報・デジタル画像情報の整備、適時の更新及び提供を行う。 | 国土交通省 | 平成23年度までに市街化区域・市街化調整区域において、基盤地図情報・デジタル画像情報を整備し、基本測量及び公共測量を基に随時更新・提供を行う。 | | | | ○ | 平成23年度は、約25千km ² の基盤地図情報を初期整備、約4千km ² の基盤地図情報を更新した。その際、基本測量や公共測量の相互利用を進める観点から基盤地図情報の整備にあたっては測量法第44条に基づき公共測量成果の使用に努めるとともに、公共測量の実施にあたっては必要な空中写真を無償貸与している。また、これらを通じて測量の重複を避ける観点で適宜調整している。 | A : 十分達成 | 基盤地図情報の初期整備にあたり、測量法第44条に基づき公共測量成果の使用に努めつつ、平成23年度に全国の基盤地図情報を概成した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | |
|---------------------|----------|--|---|----------------|---|-------------|--------|---------|--|---|--|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | |
| (産学官の連携) | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 1章1(3) | 地理空間情報産学官連携協議会の開催 | 地理空間情報高度活用社会の実現に向け、広く産学官の関係者、有識者の参画する地理空間情報産学官連携協議会を開催する。 | 推進会議 | 引き続き、地理空間情報産学官連携協議会を開催する。 | | | | | 平成22年7月に地理空間情報産学官連携協議会全体会議(第3回)を開催したほか、設置されている3つのワーキンググループ(共通的な基盤技術に関する研究開発ワーキンググループ、防災分野における地理空間情報の利活用推進のための基盤整備に係るワーキンググループ、G空間EXPOに関するワーキンググループ)は継続的に検討を行った。 | A: 十分達成 | 平成20年度に、地理空間情報産学官連携協議会を開催し、3つのワーキンググループ(共通的な基盤技術に関する研究開発ワーキンググループ、防災分野における地理空間情報の利活用推進のための基盤整備に係るワーキンググループ、G空間EXPOに関するワーキンググループ)を設置した。計画期間を通じ、地理空間情報産学官連携協議会全体会議及び3つのワーキンググループについては、継続的に検討等を進めてきた。平成21年度に、共通的な基盤技術に関する研究開発ワーキンググループにおいて、「地理空間情報の利活用に係る研究開発マップ」を纏め、平成22年度に改定した。 |
| 7 | 1章1(3) | 新産業創出への貢献 | 地理空間情報の活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているGコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。 | 経済産業省 | 地理空間情報の認知度の向上や、利活用の普及・促進をGコンテンツ流通推進協議会等の民間団体等と協力しつつ推進する。 | | | | | 多くの民間団体、関係機関が参加するG空間EXPOなどの場で、G空間プロジェクトの成果の発信を行い、民間における連携を促進した。 | A: 十分達成 | G空間プロジェクトの成果の発信を行い、民間における連携を促進。 |
| 8 | 1章1(3) | JIS原案作成委員会のへ参画 | 官民の関係者からなるJIS原案作成委員会を国内審議団体と連携して開催し、地理空間情報に関する標準のJIS化に向けた検討に参画する。 | 経済産業省 国土交通省 | ・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子Place Identifier(PI)のJIS化を図る。(経済産業省) ・ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかにJIS化原案を作成する。(国土交通省) | | | | JIS原案作成委員会に参加し、地理空間情報に関するISO規格のJIS化に向けた検討に参画した。また東日本大震災の地殻変動に伴う新たな座標参照系「日本測地系2011(JGD2011)」をJISに反映するための原案を作成した。JIS X 7136(地理マーク付け言語(GML))を制定、JIS X 7105(適合性及び試験)、JIS X 7107(空間スキーマ)、JIS X 7112(地理識別子による空間参照)、JIS X 7115(メタデータ)、JIS X 7198(メタデータのためのJIS X 0806応用プロファイル)を確認、JIS X 7199(地理空間データ交換用XML符号化法)を廃止した(経済産業省・国土交通省共管)。 | B: 概ね達成 | JIS原案作成委員会に参加し、地理空間情報に関しISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、JIS化に向けた検討に参画した。経済産業省・国土交通省共管でJIS X 71**シリーズの制定・確認・廃止を行った。 | |
| 9 | 1章1(3) | 「G空間EXPO」の開催の検討 | 「G空間EXPO」の開催について産業界・学界と連携して検討する。 | 推進会議 | G空間EXPO実行委員会構成員によるシンポジウムを実施する方向で産学官で連携して企画・検討する。また、平成24年6月の開催予定の「G空間EXPO」に向けて企画・検討を行う。 | | | | | G空間EXPOビジネスフォーラム2011に関しては、東日本大震災の影響を考慮して中止となった。平成24年6月に開催予定の「G空間EXPO2012」に向けて、産学官の連携のもとG空間EXPO実行委員会を開催し、所要の準備を行った。 | A: 十分達成 | 産学官の連携により、平成22年9月に「G空間EXPO」を開催し、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に関する、民間の提案や創意工夫を振り起こした。G空間EXPOビジネスフォーラム2011に関しては、東日本大震災の影響を考慮して中止となった。平成24年6月に開催予定の「G空間EXPO2012」については、平成23年2月にG空間EXPO実行委員会で決定し、所要の準備を行った。 |
| 2. 調査・研究等の実施 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 1章2 | 地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究 | GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する課題の調査・研究を行う。 | 国土交通省 | 平成22年度に地理空間情報活用推進会議において策定した個人情報保護・二次利用促進に関するガイドラインについて、実用性の観点から検証を行う。 | ○ | ○ | | | 平成22年9月に地理空間情報活用推進会議において策定されたガイドラインに関して、地方公共団体の実務の側面から検証を行うとともに、同ガイドラインへの理解を深めることを目的として、測量成果に絞った解説書案を作成した。 | A: 十分達成 | 有識者検討会を経て、ガイドライン素案を作成した。平成22年9月に推進会議において策定されたガイドラインに関して、普及啓発・フォローアップを継続的に実施してきた。 |
| 11 | 1章2 | 国の安全に及ぼす影響に関する調査・研究 | 地理空間情報の提供・流通における、国の安全の観点から配慮すべき事項に関する調査・研究を行う。 | 国土交通省 | 平成22年度の調査結果を踏まえ、平成23年度も引き続き、地理空間情報のうち、地図や空中写真等に関する、国の安全の観点から配慮すべき事項について検討する。 | | | | | 平成22年度までの調査結果を踏まえて、地理空間情報のうち、地図や空中写真等に関して、国の安全の観点から配慮すべき事項の精査を行った。 | B: 概ね達成 | 民間・地方公共団体等が公開・提供する地図・空中写真の現状、また主要国における地図情報等の提供の際の取扱いや規制等について調査し、我が国における今後の地図情報等の提供のあり方について検討を行った。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------|-------------------|--------------------------|--|-------|--|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 12 | 1章2 2章2 (2) | 整備・更新手法及び品質評価等に関する調査検討 | モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報の整備、更新、管理などを効率化する研究を行う。 | 国土交通省 | 平成23年度も引き続き、基盤地図情報の整備・更新等に関する手引き等の普及・啓発により、基盤地図情報の利活用推進を図る。 | | | | | 「基盤地図情報を利用した地理空間情報整備のための手引」等の普及・啓発を図った。 | B：概ね達成 | 国及び地方公共団体等における効率的な基盤地図情報整備・更新に資するための検討を行い、「基盤地図情報を利用した地理空間情報整備のための手引」に取りまとめるとともに、国・地方公共団体の関係者への普及を図った。 |
| 13 | 1章2 | 工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発 | 工事で電子納品されるCAD図面の情報を活用し、基盤地図情報を円滑に更新する技術や基準を開発する。 | 国土交通省 | 道路基盤地図情報のシームレス化作業の自動化を念頭に置いて、部分更新(接合・標定)技術のアルゴリズムを、平成23年度に開発する。 | | | | | 道路基盤地図情報のシームレス化作業の自動化を念頭に置いて、部分更新(接合・標定)方法のアルゴリズムを検討した。 | B：概ね達成 | CAD→GISおよびGIS→CADコンバータの開発を行い、図面接手法と部分更新手法に関する試行実験を行った。その結果、現行の部分更新方法では膨大な作業(コスト)が伴うことが明らかになったことから、道路基盤地図情報のシームレス化作業の自動化を念頭に置いて、部分更新(接合・標定)方法のアルゴリズムを検討した。 |
| 14 | 1章2 | 屋内外シームレス測位技術の開発 | GPS、ICタグ等を活用して、屋内外のシームレス測位が容易に行える技術を開発する。 | 国土交通省 | 平成22年度までに、屋内外ともにメートルレベルの精度で移動体の位置を決定できる技術を開発する。 | | | | ○ | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | GPSと、無線LAN、ICタグ等の技術を組み合わせ、概ね目標としたレベルの精度で屋内外でシームレスに位置を決定する技術を開発した。 |
| 15 | 1章2 | 屋内外シームレス測位環境の構築のための環境整備 | 衛星測位システム受信機をそのまま屋内測位にも利用可能とするIMES(Indoor Messaging System)を活用した屋外～屋内を問わないシームレス測位環境の構築に寄与するため、当該技術の利用拡大のための普及啓発を行う。 | 文部科学省 | IMESの技術仕様(準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書(宇宙航空研究開発機構(JAXA)が平成20年6月に1.0版を公開、平成23年2月に1.2版に改訂)の付録に記載)について、必要に応じて更新を実施する。 | | | | | 平成23年度においては、平成23年6月に作成・公開した衛星システムユーザインタフェース仕様書(1.3版ドラフト)に対し、IMES情報の更新を実施し、平成23年6月のユーザーミーティングにおいて当該更新情報の説明をした後、平成23年7月に同仕様書(1.3版)を制定した。なお、平成24年3月に同仕様書(1.4版)を制定したが、IMES情報の更新はなかった。 | A：十分達成 | 準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書(1.4版)の付録に記載されているIMESの技術仕様を公開し、適切に維持した。 |
| 16 | 1章2 | 位置情報認証技術の研究開発 | 高精度・高信頼の時刻・位置情報を容易に利用できるようにするために、基準座標系の高精度化、測位における距離基準計測、位置情報認証の基盤技術を確認するための研究開発を行う。 | 総務省 | 平成22年度までに基盤技術を確認する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | 平成22年度まで実施した研究開発により、高精度・高信頼の時刻・位置情報を容易に利用できるようにするための基準座標系の高精度化、測位における距離基準計測、位置情報認証の基盤技術を確認した。 |
| 17 | 1章2 | 地球観測衛星の継続的な開発 | 陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の利用実証を通じてリモートセンシング技術や画像処理技術の高度化を図るとともに、分解能の向上などレーダや光学センサの高度化に必要な研究開発を行う。 | 文部科学省 | 継続して研究開発を実施することにより、リモートセンシング技術等の高度化を図る。 | | | | | 「だいち」のレーダ観測機能を向上したALOS-2の開発モデルの製作・試験を完了し、1-3mの高分解能と広域観測の両立が実現可能であることを確認した。また、東日本大震災により損傷を受けた試験設備の修復に伴う設備輻輳による影響を軽減するため、平成23年度第四次補正予算によりフライトモデルの開発を加速し、SARアンテナの熱真空試験を平成24年度当初から開始できるようにした。「だいち」の光学観測機能を向上したALOS-3の研究を継続し、0.8mの高分解能と広域観測両立にあたって技術リスクである直下視光学センサについて、大型主鏡の80%軽量化加工が可能であることを試作により確認した。 | A：十分達成 | 「だいち」の利用実証を通じて、「だいち」データの位置精度の改善や画質の向上を図るなど、リモートセンシング技術や画像処理技術の高度化に関する取組を継続して実施した。「だいち」による観測を継続・発展させるため、バンド合成開口レーダによる観測機能を向上させたALOS-2の開発モデルの製作・試験を完了し、平成25年度打上げを目指し、フライトモデルの製造・試験を開始した。また、光学観測機能を向上したALOS-3について、試作によりセンサの軽量化加工が可能であることを確認する等、研究を継続し、開発移行の準備を進めた。 |
| 18 | 1章2 | ユビキタス空間情報基盤技術の研究開発 | 場所情報の管理・提供をコンピュータネットワーク上で容易に扱うことを可能とする基盤技術を確認するための研究開発を行う。 | 総務省 | 平成22年度までに基盤技術を確認する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | 詳細な場所を特定できるコード(空間コード)の体系化をはかるとともに、この空間コードの利用技術として、複数の方式を組み合わせることで広範囲での位置検出を可能とする複数位置検出方式の統合利用技術、場所に関する各種の情報を空間コードに対応付けて取得し利用可能とする場所情報取得技術、人が理解しやすい各種場所表現と空間コードとの相互に変換する場所表現変換技術の研究開発し、共通基盤(プラットフォーム)技術として確認した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------|----------|---------------------|---|-------|--|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 19 | 1章2 | 地理空間情報の高度利活用の研究開発 | 時系列に整備された地理空間情報を、効果的に環境保全・国土保全に活用する技術開発を推進する。また、詳細な三次元地形データを、防災に活用できる技術開発を推進する。 | 国土交通省 | 平成22年度までに、時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A : 十分達成 | 時系列地理情報の利活用法については、新旧地形情報から盛土を抽出して評価する手法をHPで公開した。詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出する手法のマニュアルを整備した。 |
| 20 | 1章2 | 動線解析プラットフォームシステムの開発 | 都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を表すデータ(四次元GISデータ)を活用して動線解析を行う技術の開発を行う。 | 国土交通省 | 平成21年度までに行ったプラットフォームの改良をふまえ、平成22年度に政策評価におけるITを用いた動線データ活用方策をとりまとめる。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | B : 概ね達成 | 交通系ICカードおよびプローブカーの動線データを用いた道路事業の効果計測方法やバス停改善計画の作成支援策を提案し、異なる動線データの組合せ分析の有効・有用性を明らかにした。 |
| 21 | 1章2 | GEO Gridの推進 | 衛星等によって入手された画像データを有効活用するための大容量データ処理技術の開発及びインフラ整備を行う。 インフラ整備の一環として、効率的にペタバイト級の地球観測衛星のデータアーカイブシステムを構築する。 | 経済産業省 | 平成22年度までに基本システムを完成し、その後もインフラ整備を継続する。 | ○ | ○ | | ○ | 経済産業省開発センサーのアーカイブに対応すべくベータクラスシステムの導入を図った。整理番号107、117とも連携し、省庁横断的な検索と全体と多種多様なデータ統合の普及に向けて、衛星プラットフォームへの展開を通じてGEOGridを推進した。 | A : 十分達成 | 経済産業省の開発した衛星搭載光学センサーASTERの全データ(200TB)をHDD上で即時処理できるシステムを構築した。また、その他の経済産業省開発センサーのデータにも対応すべくベータクラスシステムの導入を図った。この活動は整理番号107、117とも連携し、全体としてGEOGridを推進するに至った。 |
| 22 | 1章2 | G空間プロジェクトの推進 | 地理空間情報を活用した新たな産業・サービスの創出と発展に向けた取組を実施する。 | 経済産業省 | 平成25年までに誰もが地理空間情報を利用し、楽しむことができるような社会の実現を目指し、地理空間情報の利活用を促進するための流通基盤の整備、生活や産業における利用の高度化、測位衛星等からの位置情報を有効活用できる環境の整備等を行う。 | ○ | ○ | | | ・屋内測位と3次元データベースの連携、クラウドコンピューティングの活用による先進的サービスモデル実証を支援した。 ・平時のサービスに加え、災害発生時などの緊急時やボウタイのために位置情報を活用した対応が可能なモデル実証を推進した。 | A : 十分達成 | ・多くの商業施設で実際に利用可能なフロアマップなど簡略な平面図を利用した屋内空間DBを構築。屋内測位と3次元空間モデルを連携させたサービスモデルを検証。 ・空間参照系DBに関し、構築ツール、ネットワークツール、外部設計書、詳細設計書等を公開。 ・地理情報DBに関し、APIプログラム設計書、構築ツール・プログラム設計書等を公開。 ・流通フォーマット(エンコーディングガイドライン)を公開。 |
| 153 | 1章2 | 防災見える化の推進 | 災害リスク情報等の防災上役立つ情報について関係者が一目で理解できるようにするとともに幅広い応用も可能にすることを目的とした「災害リスクの見える化」を推進するため、産官学の関係者を集めた検討会を実施し、災害リスク情報に係るデータ作成ガイドラインや標準インターフェース仕様(アプリケーション・プログラムの間でデータの取り出し等について共通の動作が行われるようにするデータ変換等の仕様)等の検討、情報の利活用の促進を図る上で必要なオントロジー(体系化された情報の区分設定と共通名称の付与)を構築する。 また、災害対応物資・機材等のロジスティクス情報等を関係者が共有できるようにする「現場見える化」の検討を行う。 | 内閣府 | 地理空間情報産学官連携協議会の下でワーキンググループを開催するなどにより、産学官が連携して「防災見える化」の推進に向けた検討を行う。 | ○ | | | | 「災害リスク情報の見える化」では、産学官の意見を聴取しつつ、平成22年度までに、仕組み構築の検討を進めた災害リスク情報のメタデータを登録・検索するための基盤(データ流通基盤)の試作版に、災害・防災関連の情報提供サービスを検索する機能と、メタデータの登録の効率化のために、他データ管理システムとの連携を想定したメタデータ自動取り込み機能について追加する仕組みを検討した。また、平成22年度までに作成した、災害リスクデータの仕様書(素案)の修正を行うとともに、新たに火山被害想定、発災時の被災概況のデータ製品仕様書(素案)を新規に作成するとともに、データ製品仕様書(素案)に基づく情報をXML形式へ変換するためのツールの検証と修正を行った。加えて、東日本大震災時の災害リスク情報等の活用事例について調査を行った。 「現場見える化」では、東日本大震災の政府支援物資のロジスティクスの現況と在り方に係る検証を行った。 | A : 十分達成 | 「災害リスク情報の見える化」では、平成20年度に設定した5年間のロードマップに従い、平成23年度末までに、産学官の意見を聴取しつつ、災害リスク情報等の所在を明らかにする仕組みの検討を進め、メタデータの仕様を作成するとともに、災害リスク情報及び災害・防災関連の情報提供サービスのメタデータを登録・検索するための基盤(データ流通基盤)の試作版を構築した。データ仕様の明確・共通化を図るための仕組みの検討を進め、地震被害想定、洪水被害想定、土砂災害被害想定、道路被害状況、公共交通機関被害情報、火山被害想定、発災時の被災概況のデータ製品仕様書(データの内容、構造、フォーマットを定めたもの)の素案を作成した。また、データ製品仕様書(素案)に基づく災害リスク情報をXML形式へ変換するためのツールを作成した。さらに、平成23年度は、「現場見える化」の取組を開始し、これまでに、東日本大震災の政府支援物資のロジスティクスの現況と在り方に係る検証を行った。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | | |
|------|----------|-----------------------------|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|--|---|---|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | |
| 154 | 1章2 | eクリエイション空間実証実験事業の推進 | 地域やビル構内に偏在する様々な情報を利用した地域活性化、コンテンツ市場創出及び、子供からお年寄りにとって安全安心な街づくりを推進するため、個人のニーズにきめ細かく応えるサービス基盤技術に電波、照明技術などを組み合わせた実証事業を行うと共に、実現に必要な国際標準化、インフラ規制緩和等制度的課題抽出を行う。 | 経済産業省 | 平成20年度の先導的プロジェクトの結果をもとに、平成23年度までには、実証プロジェクトを全国に展開する。 | | ○ | ○ | | | G空間プロジェクトに統合して先進的なサービスの市場創出を支援した。 | A：十分達成 | 実際の公空間でのモデルサービスの実証事業を実施した。 ・渋谷では、AR(Augmented Reality: 拡張現実)による現実とネットの融合を推進するARマーカを活用した実証事業を実施した。 ・長崎、高知では、TVコンテンツと位置情報を連動させた実証事業を実施した。 ・福岡では、地域の販売促進情報を共有し、複数のメディアを使い、特定の場所で配信する実証事業を実施した。 |
| 155 | 1章2 | 次世代地球観測センサー等の研究開発 | 衛星搭載用ハイパースペクトルセンサの開発を行う。また、資源探査、農業利用、森林・環境監視等の利用技術研究開発を行う。 | 経済産業省 | 平成26年度までに空間分解能30m、バンド数185を有するハイパースペクトルセンサを開発する。また、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを有効に活用するため、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林・環境監視等の利用技術開発を行う。 | | | ○ | | ○ | 平成23年度までに、空間分解能30m、バンド数185を有するハイパースペクトルセンサのエンジニアリングモデルを開発した。また、ハイパースペクトルセンサのエンジニアリングモデルを用いて、電磁波性能試験、熱真空試験、光学性能試験等の各種試験を実施し、ハイパースペクトルセンサが仕様を満足するか否かの確認を実施した。また、スペクトルデータベースの分野において7種の利用技術開発を実施した。 | A：十分達成 | 達成状況については、前記にほぼ同じであるが、ハイパースペクトルデータの利用技術開発において合計9種の利用技術開発を完了した。今後は平成27年度の仕上げにむけ、ハイパースペクトルセンサのフライトモデルの作成及び衛星とのインターフェース調整を行う予定。また、平成28年度まで利用技術開発をさらに促進する予定である。 |
| 156 | 1章2 | 土砂移動を考慮した治水安全度評価手法に関する研究 | LP(レーザープロファイラ)データ等を活用し、洪水時の侵食や堆積等土砂移動を正確に予測し、沿川の治水安全度評価を高度化する手法を検討する。 | 国土交通省 | 平成21年度に検討した地形調査手法を踏まえ、平成22年度は治水安全度評価まで一連の検討手法を一次構築し、課題を抽出する。平成23年度までに課題を解決するとともに実態調査法から安全度評価までを含めた治水安全度評価手法を検討する。 | | | | | | ・河床洗掘に伴う護岸被災の信頼性評価手法を作成した。 ・作成した評価手法を用い、点検・維持管理による護岸の被災危険性低減効果および点検・事前予防対策・改築に必要な経費を試算した。 ・この手法を用いることにより、河道特性に応じた合理的な点検・予防対策方法に関する基本的考え方を整理するのに有用な情報が得られた。 | B：概ね達成 | ・河床洗掘に伴う護岸被災の信頼性評価手法を作成した。 ・この手法を用いることにより、河道特性に応じた合理的な点検・予防対策方法に関する基本的考え方を整理するのに有用な情報が得られた。 ・管理の重点化を行うべき河床深掘れ区間が長い場合は特に、スワス測深による河床高計測が効果的・効率的な河床形状調査方法であると考えられた。 |
| 157 | 1章2 | 高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発 | 大規模地震災害の被害を抑制するために、迅速な被災状況の把握を行う技術開発を行い、その技術を応用して災害事前対策を効率的に実施するものである。高度な画像処理情報等をもとに発災前後の2時期における変化部抽出等による被災状況の情報収集の迅速化とあわせて市街地における火災シミュレーションの改良や地盤の脆弱性評価システムを構築し、高度な情報通信ネットワークの活用により「いつでも・どこでも・だれでも」迅速に被災状況やハザード情報を把握できる社会を目指す。 | 国土交通省 | 平成20年度までに実施した、基礎的な手法・技術の調査・検討結果をもとに、平成21年度は、画像処理の流れを確立し、地震の規模等に応じた適用シナリオを作成するとともに、地盤脆弱性評価システムや市街地火災総合対策ツールを構築する。また、電子納品されたCADデータを用いた基盤地図情報の更新手法を開発し、災害情報収集・伝達システムを拡充する。 | | | | | | 平成21年度に既に完了 | A：十分達成 | 倒壊建物の発生分布を迅速に地図上で把握可能とすること及び盛土箇所の位置と規模の把握手法の確立や防火の事前対策用ツールの構築という目標を達成した。主な研究成果は、発災時の空中写真撮影可能条件の明確化に関する検証結果を、「災害時における緊急撮影に関する協定」(H17.3国土地理院・(財)日本測量調査技術協会)に基づく「災害時における緊急撮影運用マニュアル」の改訂(H21.12)に反映している。また、盛土箇所の位置と規模の把握手法が、H24.4に「大規模宅地造成地の変動予測調査ガイドライン」(H18.9国土交通省都市・地域整備局)の標準手法に位置づけられた。 |
| 173 | 1章2 | サービスモデル普及のための運用ルール等に関する調査 | 地理空間情報を活用したサービス実現に向けた課題の抽出及び、全国的な展開が可能となる活用のためのルールや技術等に係る検討を行う。 | 国土交通省 | 平成22年度に調査協力地域と連携し、検討を行う。 | | | | | | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | 平成22年度に、先進的な自治体・地域を対象に調査を行い、地理空間情報を活用したサービス普及に向けた技術面・政策面の普及課題を抽出し、その解決に向けての方策を検討した。さらに、分野横断的に地理空間情報を活用する上での共通課題を抽出・整理した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|-------------------|----------|---|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 174 | 1章2 | 高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術の開発 | デジタル空中写真撮影や航空レーザー計測等の次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析や、山地災害発生時の影響度の推測を行うための技術開発を実施し、施策展開に向けた実用化を図る。 | 農林水産省 | 平成24年度までに、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い調査・分析手法に係る実用化技術を開発する。 | | | | | 技術開発に必要なデジタル空中写真等取得するとともに、地況や林況調査を行った。これらデータを比較すること等により、半自動で樹種の判別や林種の区分が可能となる基礎的な技術を開発した。 | B: 概ね達成 | これまでに、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い森林測量及びデータ解析に関する技術の基礎的な部分を概ね開発した。 |
| 175 | 1章2 | 圃場環境GIS-Dの構築と評価・予測システムの開発等への応用 | 土地利用、品種、気象条件などを含んだ圃場環境GISデータベースを構築するとともに、このデータベースを用い、水稻を対象とした地域スケールでの組み換え・非組み換え作物間の交雑率推定指標の高精度化を図る。 | 農林水産省 | 平成24年度までに指標の高精度化を図るとともに、水稻以外の作物への適応可能性を検討する。 | | | | | 交雑率推定指標の算出にあたって、風向と圃場の空間的関係を考慮することにより、精度を向上させた。 | B: 概ね達成 | 指標の高精度化は完了した。他品種への適応は、現在検討段階である。 |
| 182 | 1章2 | 地理空間情報を活用した新事業の創出・展開のための産学官連携プロジェクト | 公益性の高い複数のサービス分野において、実現を目指す先進的な取り組み事例を調査し、公益性なサービス等の新事業を創出・展開していくための共通的な課題について、ルールや仕組みづくりを検討し、共通課題解決のための運用指針を作成する。 | 国土交通省 | 平成25年度に共通課題解決のための運用指針を作成する。 | | | | | 「見守り、安全安心」「観光」「地域活性化」の公益性な3分野について、全国で先進的な取組を行っている地域と連携し、地理空間情報を活用したサービスの試行を行い共通課題の検証を行った。その結果を基に、各分野の地理空間情報を活用したサービスの事業モデル(案)を構築し、全国に普及するための手引きのあり方について整理した。 | B: 概ね達成 | 共通課題の検証結果を基に、公益性な3つのサービス分野の事業モデル(案)を構築し、全国に普及するための手引きのあり方を整理した。平成25年度までに共通課題解決のための運用指針を作成することとなり、引き続き作業を進める。 |
| 183 | 1章2 | 航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究 | 樹高や植生の疎密度など新たな土地被覆分類手法を構築し、土地被覆が土地の脆弱性に与える影響を評価する手法を提示してマニュアル化する。 | 国土交通省 | 平成25年度までに土地被覆分類手法を構築するとともに、評価手法の提示及びマニュアル化を行う。 | | | | | 航空レーザーデータと毎木調査による現地調査の結果を利用し、航空レーザーデータと樹高・樹木密度の対比等の研究作業を行った。 | A: 十分達成 | 平成23年度に開始した標記研究について、これまでに航空レーザーデータと毎木調査による現地調査の結果を利用し、航空レーザーデータと樹高・樹木密度の対比等の研究作業を行った。 |
| 184 | 1章2 | 公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発 | 公共的屋内空間について、避難計画の策定等に必要となる三次元GISデータの基本的な仕様案を作成する。また、既存の設計図面等をGISデータに結合させることで、三次元GISデータを簡便に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。 | 国土交通省 | 平成25年度までに基本的な仕様案と既存資料を活用した効率的な三次元GISデータの作成方法に関するマニュアル案を作成する。 | | | | ○ | 平成23年度は、基本的な仕様の素案を作成するとともに、国土地理院庁舎を対象に既存資料から三次元GISデータを試作し、既存資料利用における課題の洗い出し等を行った。 | A: 十分達成 | 平成23年度までに、基本的な仕様案を作成するとともに、国土地理院庁舎を対象に既存資料から三次元GISデータを試作し、既存資料利用における課題の洗い出し等を行った。 |
| 185 | 1章2 | VLBI2010観測システムの整備 | 我が国の位置情報基盤を安定かつ高精度に維持し、複数プレートの重なり合う日本周辺地域の地殻変動監視をおこなうため、VLBI2010観測システムを構築していく。 | 国土交通省 | 国際VLBI事業(IVS)において、新システムへの移行が決定され、平成28年度から新システムを用いた本格的な国際観測が開始される見込みである。我が国の測地基準系を維持していくためには、平成27年度末までに新システムに対応したVLBI観測局を整備する。 | | | | | 観測システムの基本仕様を設計し、システム設置場所の選定を行った。 | A: 十分達成 | 観測システムの基本仕様を設計し、システム設置場所の選定を行った。(初年度のため平成23年度の達成状況のとおり。) |
| 3. 知識の普及等 | | | | | | | | | | | | |
| (セミナー等の開催) | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 1章3 | 地理空間情報の活用促進のためのセミナーの開催等 | 地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を開催する。またGISの普及のためのパンフレットを作成する。 | 国土交通省 | 地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナーや国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で毎年実施する。また、各種団体が実施するセミナー、研修等に講師、講演者等を派遣する。 | | | | | 地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナー並びに国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で実施(のべ開催63回、講師派遣等30回)した。 | A: 十分達成 | 地理空間情報の活用の有効性や技術に関するセミナー並びに国の施策、国と地方公共団体等との連携に関する説明会等を全国で実施(のべ開催128回、講師派遣等70回)した。「基盤地図情報を利用した地理空間情報整備のための手引」及び「地理空間情報の高度活用を目指して」(パンフレット)を作成し、国・地方公共団体の関係者に配布した。「基盤地図情報の利活用事例集」を作成、配布した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|-------------------------|---------------|------------------------|--|-----------------------------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 24 | 1章3 | 地域における中核組織と連携した知識の普及 | 地域において、地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織と連携したセミナー等の開催や、地域ブロック別などで国とこれらのような中核組織が連携を図るための検討を行う。 | 国土交通省 | 地域ブロック別などで国と地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業等からなる中核組織の連携を図り、意見交換会・協議会等を開催する。 | | | | | 首都圏、北海道、九州及び沖縄の4ブロックにおいて、地理空間情報に係る産学官連携強化のための情報交換会及びシンポジウム(首都圏はシンポジウムのみ)を開催し、産学官の関係者との情報交換し一般にむけて情報発信した。また、9地域に13の産学官の連携協議会を設置(のべ23回開催)し、地理空間情報の高度利活用に向けた啓発や基盤地図情報整備・更新に関する各機関の連携方策について検討を行った。 | A: 十分達成 | 計画期間を通じ、地方におけるGISの知識普及・利活用の推進として、全国で情報交換会・セミナー等を開催するとともに、9地域に13の産学官の連携協議会を設置(のべ61回開催)し、地理空間情報の高度利活用に向けた啓発や基盤地図情報整備・更新に関する各機関の連携方策について検討を行った。 |
| 25 | 1章3 | 地球観測衛星データ利用に関する技術研修の開催 | 陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)を始めとする地球観測衛星の観測データの普及・利用促進のため、リモート・センシングに関する知識・技能を修得させることを目的とした技術研修を開催する。平成20年度は、GISに関する研修を含め、3回(計90名)開催する。 | 文部科学省 | 地球観測衛星データの利用者を増加させる。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A: 十分達成 | 公務員、独立行政法人、国立大学法人等の職員を対象に技術研修を実施し、平成20年度には63名、平成21年度には40名が参加。技術研修では参加機関の利用ニーズを収集し今後の施策に反映させるとともに、参加機関においては、地球観測衛星データの普及・利用促進に貢献。 |
| 26 | 1章3 2章3(2) | 農地情報活用支援事業 | 農地情報の整備・活用に係る先進的事例を広く紹介するとともに地域に対する技術的な指導・助言を行うことにより、今後行われる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう地域を支援する。 | 農林水産省 | 平成22年度まで農業関係機関を対象とした研修会を事業実施県内において年1回以上開催し、地域における農地情報の活用を促進する。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | B: 概ね達成 | 農業関係機関を対象とした研修会を事業実施県内において年1回開催し、地域における農地情報の活用促進を図った。 |
| (インターネットによる情報提供) | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 1章3 | 政府のGISポータルサイトの充実 | GISの整備・普及に係る政府の取り組み等について幅広く広報するため、政府の実施するGIS施策に係る総合的なポータルサイトの運用を継続する。 | 推進会議 (地理情報システムワーキンググループ) | GISポータルサイトの内容を充実させ、国民に対して利用価値の高い情報を提供する。 | | | | | GISポータルサイトの運用を継続的に実施し、内容の更新を行った。 | A: 十分達成 | 平成20年度に、GISポータルサイトの更新を行い、試験公開から実運用に移行した。計画期間を通じ、GISポータルサイトの内容を充実させ、国民に対して利用価値の高い情報を提供した。 |
| 28 | 1章3 | 地理情報共用Webゲートウェイの構築 | 府省横断的な地理情報の利活用を図るため、各府省のシステムが共通して備えるインターフェイスの普及を促進するとともに、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを政府のGISポータルサイトに構築する。 | 推進会議 (地理情報システムワーキンググループ) | 内容の更なる充実を図る。 | | | | | 利用者のニーズを調査し、内容の拡充に向けた検討を行った。 | A: 十分達成 | 平成20年度に、「地理情報共用Webシステムゲートウェイ」を試験運用から実運用へ移行させた。計画期間を通じ、政府の主要なWebGISサイトを接続し、内容の更なる充実を図った。 |
| 29 | 1章3 | 官民連携ポータルサイトに関する検討 | 民間と連携して官民の情報を総合的に提供するポータルサイトの構築について検討する。 | 国土交通省 | GIS-JAPAN ポータルサイト(仮称)を公開し、試験運用の準備を進める。 | | | | | GIS-JAPAN ポータルサイト(仮称)の公開へ向けて準備を進めてきたが、セキュリティ環境の整備などの課題が明らかになったところ。官民等、多様な主体の連携で地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討をあらためて行うこととし、それを進めているところ。 | B: 概ね達成 | GIS-JAPAN ポータルサイト(仮称)の公開へ向けて準備を進めてきたが、セキュリティ環境の整備などの課題が明らかになったところ。官民等、多様な主体の連携で地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討をあらためて行うこととし、今後も継続して進めていく。 |
| 4. 人材の育成 | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 1章4 | 地理空間情報の活用を担う人材育成の推進 | 測量士及び測量士補のあり方及び測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加することについて検討する。また、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。 | 国土交通省 | 平成21年度から測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加している。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会において、引き続き、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。 | | | | | 平成21年度より、測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加した。また、測量技術者にかかる資格制度については、第11回測量行政懇談会において、測量資格制度部会に関する報告を行った。 | B: 概ね達成 | 平成21年度より、測量士及び測量士補試験の科目に地理情報システム及び汎地球測位システム測量を追加した。また、測量技術者にかかる資格制度については、第11回測量行政懇談会において、測量資格制度に関する報告を行った。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|---------------------------|-------------------|----------------------------|--|-------------|--|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 31 | 1章4 | 大学等と連携した地理空間情報に関する教材の開発・普及 | 地理空間情報の活用方法について、大学等と連携したカリキュラムの提供及びテキストの作成等を行い、大学等や地域において地理空間情報の活用を担う人材の育成を推進する。 | 国土交通省 | 完成したテキストの高度化を図り、普及方策等の検討を行う。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | 平成22年度にカリキュラム・テキストを完成し、目標を達成した。平成23年度はHPで公開するとともに、セミナーを開催し、本プログラムの普及を進めてきた。 |
| 158 | 1章4 | 教育分野への地理空間情報の活用推進プロジェクト | 初等中等教育において利用できる、地理空間情報・GISを活用した学習プログラム等を作成する。 | 国土交通省 | 平成23年度までに学習プログラム等を作成する。 | | | | | 平成23年度は、過年度の検討を踏まえ、教員向け研修プログラムを改良し、4地域において試行・検証を行った。その結果を踏まえ、研修教材、研修実施者向け手引き、事例集等からなる初等中等教員向け研修プログラム・パッケージを作成し、ホームページで公開した。 | A：十分達成 | 3ヶ年のモデル地域における研修プログラムの試行・検証を踏まえて、全国に展開可能な研修プログラム・パッケージを完成し、ホームページで公開した。 |
| 186 | 1章4 | 地方公共団体における地理空間情報の高度活用促進 | 地方公共団体等において、地理空間情報を高度に活用する個別行政ニーズに対応する人材育成プログラムを体系的に整備することにより、空間分析能力の高い人材を育成し、地理空間情報の高度な活用を促進する。 | 国土交通省 | 平成25年度までに、地方公共団体等の個別行政ニーズに対応する、地理空間情報に関する人材育成プログラムを体系的に整備する。 | | | | | 平成23年度は、防災をテーマとした人材育成プログラム及び教材を作成し、全国2箇所で、プログラムの実施・検証を行った。 | B：概ね達成 | 大学との連携により、地理空間情報活用専門家を育成するためのプログラムの実施・検証を行い、実施成果をホームページで公開した。平成25年度までに人材育成プログラムを作成することとなり、引き続き作業を進める。 |
| 5. 行政における地理空間情報の活用 | | | | | | | | | | | | |
| (国における活用) | | | | | | | | | | | | |
| 32 | 1章5 2章3 (1) | 総合防災情報システムの整備 | 防災関係機関が有する防災情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスし、入手することが可能となることを目指した共通基盤を整備する。 | 内閣府 関係府省 | システムの運用を継続的に実施する。 | | | | | これまで整備してきた防災情報共有プラットフォームに加え、別途運用されていた「地震防災情報システム」及び「人工衛星等を活用した早期被害把握システム」を統合し、「総合防災情報システム」として引き続き平成23年5月から運用を開始している。 | B：概ね達成 | 防災情報を共有する共通基盤として、システムの運用を継続的に実施してきたところ。東日本大震災における活用状況を踏まえ、防災関係機関とのさらなる情報共有を目指したシステム運用の改善を図る。 |
| 33 | 1章5 | 犯罪情報分析におけるGISの活用 | 犯罪統計、犯罪手口等の情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報を組み合わせるなどして犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査(犯行予測に基づき捜査員を先行配置して検挙する捜査)等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。 | 警察庁 | 情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。 | | | | | 連続窃盗など様々な犯罪捜査に情報分析支援システム(CIS-CATS)を活用した。また、分析の効果的事例を共有し、積極的な活用を推進した。 | A：十分達成 | 連続窃盗など様々な犯罪捜査に情報分析支援システム(CIS-CATS)を活用した。また、分析の効果的事例を共有し、積極的な活用を推進した。 |
| 34 | 1章5 | 面積統計調査 | 衛星画像及び地理情報システムを活用し、耕地面積を把握する際に必要となる母集団整備の効率化を図る。 | 農林水産省 | 母集団整備において、適宜衛星画像及びGISを活用し、作業の効率化を図る。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | A：十分達成 | 母集団整備において、適宜衛星画像を活用するとともに、GISを導入して作業の効率化を図った。 |
| 35 | 1章5 | 特殊土壌地帯推進調査 | 地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。 | 農林水産省 | 引き続き運用する。 | | | | | 気象データの更新、ハザードマップ公開有無の情報のGISデータ整理。 | B：概ね達成 | 気象データ、災害関係データ、土地分類基本調査データ(花崗岩分布地)、市町村変遷データ等の整理。 |
| 36 | 1章5 | 国有林地情報システムの運用 | 国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。 | 農林水産省 | 引き続き運用する。 | | | | | 森林GISが各種調査などの現場業務に活用され、国有林野の管理経営が効率的に行われた。 | B：概ね達成 | 森林GISが各種調査などの現場業務に活用され、国有林野の管理経営が効率的に行われた。 |
| 37 | 1章5 | 地質資源情報の電子化 | 鉱物、燃料、地熱等の地質資源に関する情報を、GIS化したデータベースとして整備する。石油等の資源開発及びこれに関連する環境管理等での地球観測衛星データの利用技術においてGISを活用する。 | 経済産業省 | 出版済みの各種地質資源図を電子化して整備を図る。 | | | | | 5万分の1地質図、20万分の1地質図、海洋地質図などについて合計24図幅をベクトル数値化した。 | B：概ね達成 | 5万分の1地質図、20万分の1地質図、海洋地質図など地質資源に係る基盤情報の数値化を計画通り実施している。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | |
|-------------------------------|---------------|----------------------|--|----------------|--|-------------|--------|---------|---------|---|---|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | |
| 38 | 1章5 | 国立・国定公園総点検事業 | 全国の国立・国定公園について、科学的データに基づき、指定状況等の総点検を実施する。 | 環境省 | 平成23年までに、全国の国立・国定公園の総点検を実施。その後、成果を活用して引き続き公園計画の点検を実施する。 | | | | | 西表島及び錦江湾について、国立公園区域の大規模拡張を実施。また、7つの国立・国定公園において公園計画の点検を実施した。 | A：十分達成 | 国立・国定公園の総点検を実施した。国立・国定公園の新規指定、大規模拡張及び公園計画の点検を実施した。 |
| 159 | 1章5 | 水稲作付面積調査における衛星画像活用事業 | 水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とするため、衛星画像データとGISデータ(水土里ネット)を活用した面積求積手法の開発を行う。 | 農林水産省 | 水稲作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とするための手法を開発する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | 衛星画像データとGISデータを用いて、ほ場における「水稲作付地判別・求積手法」を開発した。 |
| 160 | 1章5 | 大深度地下利用に関する情報の整備 | 事業者等が個別に保有している鉄道等の地下の埋設状況等、地下情報のワンストップサービス化を図るため、大深度地下に関する情報システムの整備を行う。 | 国土交通省 | 継続的に管理・運用する。 | | | | | 平成22年度に整備を完了し、管理・運用を実施した。 | A：十分達成 | 平成22年度に整備を完了し、管理・運用中。 |
| (地方公共団体における統合型GIS導入促進) | | | | | | | | | | | | |
| 39 | 1章2章2(2)3(2) | 統合型GISの技術的支援 | 基盤地図情報を用いた地理空間情報の整備・更新など地理空間情報の電子的整備・更新に対して、講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーなどの技術的支援を行う。 | 国土交通省 | 講習会の開催、技術相談対応、技術に関するセミナーを開催する。 | | | | | 国、地方公共団体における地理空間情報活用のための説明会やセミナー等において、基盤地図情報の整備・更新等に関する説明等を行った。 | B：概ね達成 | 総務省主催の「統合型GIS共同化研究会」や、国、地方公共団体における基盤地図情報整備・更新のための連携についての説明会やセミナー等において、基盤地図情報整備・更新に関する技術的事項について説明を行った。 |
| 40 | 1章52章2(2)3(2) | 統合型GISの整備に要する地方財政措置 | 統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。 | 総務省 | 継続的に実施する。 | | | | | 地方財政措置を継続的に実施した。 | A：十分達成 | 普通交付税及び特別交付税の地方財政措置を継続して実施した。 |
| 6. 国際協力の推進 | | | | | | | | | | | | |
| (会議等への参画) | | | | | | | | | | | | |
| 41 | 1章6 | 国際規格策定作業への貢献 | 国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。 | 経済産業省 国土交通省 | ・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における記述方法として、「空間」に関する識別子Place Identifier(PI)の国際規格化を図る。(経済産業省) ・国際規格の規格策定作業として、国内委員会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつISOの国際規格化を図る。(国土交通省) | | | | | 国際規格の規格策定作業として、国内委員会及び、国内委員会幹事会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつISOの国際規格化を図った。 | B：概ね達成 | 国際規格の規格策定作業として、国内委員会及び、国内委員会幹事会に参加するとともに、日本の国益を主張しつつISOの国際規格化を図った。 |
| 42 | 1章6 | 海外技術協力の推進 | 国連アジア太平洋地域地図会議、アジア太平洋GIS基盤常置委員会等の国際的な地理空間情報活用の活動を積極的に推進していく。 | 国土交通省 | 国連アジア太平洋地域地図会議に政府代表として参加するとともに、同会議の決議に基づき常設された同地域の地理情報データ基盤整備のあり方、そのための国際協定に関する技術的・政策的協議をするための会議、委員会を推進していく。 | | | | | ・平成23年度に地域地図会議は開催されていないが、実質の運営機関である常置委員会の活動を、平成23年7月に国連経済社会理事会において設置が採択され、同年10月に韓国で第1回目の会合が開催された「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会」にて報告するとともに、常置委員会小会合に参加した。 ・平成24年2月にマレーシア国で開催された「地理空間情報活用政府及び社会に関する国際シンポジウム」に参加し、常置委員会が取り組んでいる地理空間情報の推進について議論した。 | A：十分達成 | ・この間に開催された地域地図会議、常置委員会、地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会の公式・非公式会合に参加し、常置委員会の副会長国として議事をリードするとともに、同地域のデータ整備の在り方やそのための技術的・政策的協議を行った。 ・平成21年10月のアジア太平洋GIS基盤常置委員会の改選では、国土地理院職員が副会長に選出されるなど、副会長国として当該地域の国家測量地図作成機関との情報交換など、積極的に常置委員会活動に携わった。 |
| (データ整備・提供等) | | | | | | | | | | | | |
| 43 | 1章6 | 国際GNSS事業(IGS)への参加 | 国際GNSS(Global Navigation Satellite Systems)事業等が実施する国際測地観測等への参加を行う。 | 国土交通省 | 登録局を安定的に運用する。 | | | | | 国内等GPS衛星軌道追跡局のデータを収集し、IGSに提供した。また、安定的運用が図られるよう、機器の維持管理を行った。 | A：十分達成 | 軌道追跡局として登録された国内等7局を安定的に運用してIGSデータセンターにデータを提供し、衛星軌道情報作成や国際座標系構築に貢献した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------|----------|----------------------------------|--|-------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 44 | 1章6 | 地球地図プロジェクトの推進 | 我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。 | 国土交通省 | 平成24年度までに地球地図第2版を整備する。 | | | | ○ | 地球地図第2版整備のための品質管理プログラムの改良をするとともに、データ整備を実施した。 | A：十分達成 | 地球地図品質管理プログラムの改良、及び、各国との協働による地球地図データ整備の進捗。 |
| 45 | 1章6 | 各国の地質図等作成 | 世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会(Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する。国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。 | 経済産業省 | 平成24年までに東・東南アジア地質図を作成する。OneGeologyプロジェクトに参加してその推進に貢献する。 | ○ | ○ | | ○ | 平成23年度は、東・東南アジアの地質図の原稿を完成し、世界地質図委員会へ提出し、印刷の手続きに入った。OneGeologyでは、新たにモンゴルやベトナムのデータを加え、配信の準備に入ったほか、パキスタンなどと連携し、あらたなデータ整備の調整を行った。 | B：概ね達成 | 東・東南アジア地質図を作成した。OneGeologyプロジェクトに参加し、各国と連携してあらたなデータ整備の調整を行うなど、その推進に貢献した。 |
| 46 | 1章6 | 「センチネル・アジア」プロジェクトの推進等による衛星データの提供 | Web-GISを用いた地図データ等との重ね合わせによる付加価値のついた地球観測衛星画像等をインターネットを通じて提供し、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する我が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。 | 文部科学省 | 従来の活動を継続して実施するとともに、海外衛星との連携等の実施により、「センチネル・アジア」プロジェクトを推進する。ただし、我が国の陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の地球観測データの提供については、アーカイブデータの提供のみとなる。 | | | | ○ | 24カ国・地域の68機関と、12国際機関の計80機関の参加・協力の下センチネルアジアプロジェクトを着実に実施した。また、衛星データの解析を行い災害情報の抽出に貢献する枠組み(データ解析ノード)がセンチネルアジアに設けられ、24機関が参加した。センチネルアジアとして25件の緊急観測を行い、GISを用いた地図情報との重ね合わせによるデータ等を関係機関に提供した。 | A：十分達成 | 我が国主導の「センチネルアジア」の推進等を通じ、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する枠組みを着実に拡大した。陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)などの地球観測衛星観測データの提供に加え、超高速インターネット衛星「きずな」も活用することにより、通信インフラの整備されていない開発途上国の関係機関に提供する枠組みも確立した。平成22年からは国際災害チャータとの連携が実現し、センチネルアジアから国際災害チャータへの緊急観測要請も可能となり大規模災害に対するさらなる貢献が可能となった。 |
| 161 | 1章6 | 気候変動・グローバルマッピングパートナーシップ事業 | 国際機関等との連携強化し、気候変動の緩和・適応策に関する議論や政策決定における基礎資料として地球地図の利活用を促進する。 | 国土交通省 | 気候変動に伴い深刻な被害が想定されるモデル国に対策案を作成し、ワークショップにおいて同様の課題を持つ途上国に紹介することで普及啓発・技術移転につとめる。また、地球地図をインターネット上で誰もが簡単に利用できるツールを試作する。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A：十分達成 | 第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)において地球地図の利用促進のためのイベントを行うとともに、国内研究機関等に対して、地球地図の利活用についての意見交換を行った。また、地球地図をインターネット上で誰でも簡単に利用できるツールの試作版を作成した。 |
| 176 | 1章6 | 気候変動・防災対策の総合的推進 | 地球地図のグローバルスタンダード化を行うことにより、関係諸国の気候変動対策の立案能力の向上を図り、気候変動対策において国際社会における主導的役割を發揮する。 | 国土交通省 | 気候変動の緩和・適応策に関する議論や政策決定過程において、地球地図に各種データを組み合わせて解析したモデル事例を作成する。また、地球地図をインターネット上で簡単に利用できるツールの試験運用を開始する。 | | | | | 地球地図をインターネット上で簡単に利用できるツールを開発し、インターネット上で公開した。 | B：概ね達成 | 地球地図に各種データを組み合わせて解析したモデル事例をとりまとめた。地球地図をインターネット上で簡単に利用できるツールを開発し、インターネット上で公開した。今後、多国間セミナー開催に向けて調整を行う。 |

第2章 地理情報システム(GIS)に関する施策
1. 地理空間情報の整備・提供に関する基準等の策定・普及
(地理情報の標準化)

| | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|-----------|---|-------|---|--|--|--|--|--|--------|--|
| 47 | 2章1(1) | 地理情報標準の整備 | ISOの国際規格に整合して地理情報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。 | 国土交通省 | ISOにおいて新たに国際規格が確定した項目について、必要に応じ、順次速やかにJIS化原案を作成する。また、適時にJPGISを改定するとともに、GMLとJPGISを一体化する。 | | | | | 地理空間情報に関するISOの国際規格及びJIS原案に関する動向を調査し、最新のISO規格及びJIS規格に基づいた地理情報標準プロファイル(JPGIS)改正案を作成した。また、JPGISに準拠した地理空間データ作成のためのメタデータ、応用スキーマを整備し、公開した。 | B：概ね達成 | 地理空間情報に関するISOの国際規格及びJIS原案に関する動向を調査し、最新のISO規格及びJIS規格に基づいた地理情報標準プロファイル(JPGIS)改正案を作成した。また、JPGISに準拠した地理空間データ作成のためのメタデータ、応用スキーマを整備し、公開した。 |
|----|--------|-----------|---|-------|---|--|--|--|--|--|--------|--|

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|---------------------------------------|----------------|--|--|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 48 | 2章1(1) | 地理情報標準を使用した基盤地図情報の整備・提供 | 基盤地図情報を整備・提供する際には、率先して地理情報標準プロファイル(JPGIS)、GMLを使用し、これらの普及のための環境整備を図る。 | 国土交通省 | 基盤地図情報はJPGIS、GMLを使用して整備・提供する。 | | | | | 地理情報標準プロファイル(JPGIS)に準拠した、XML形式及びGML形式を使用して基盤地図情報を整備・提供した。 | B: 概ね達成 | 地理情報標準プロファイル(JPGIS)に準拠した、XML形式及びGML形式を使用して基盤地図情報を整備・提供した。 |
| 49 | 2章1(1) | 地理情報標準の普及 | 地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるよう、セミナーの開催等の標準の普及活動や技術支援を行う。 | 国土交通省 | 地理空間情報の標準化の普及・啓発活動として、毎年全国でセミナーを開催するほか、ホームページで技術支援ツールを必要に応じて提供する。 | | | | | 全国で開催した公共測量のセミナーにおいて、地理空間情報の普及・啓発を行った。またホームページで地理情報標準プロファイル(JPGIS)に関する周知・助言を行い、技術支援ツールを提供するとともに、JPGISに準拠した地図情報レベル500及び1000の数値地形図データ作成のための標準的な製品仕様書等を整備し、公開した。 | B: 概ね達成 | 全国で開催した公共測量のセミナーにおいて、地理空間情報の普及・啓発を行った。またホームページで地理情報標準プロファイル(JPGIS)に関する周知・助言を行い、技術支援ツールを提供するとともに、JPGISに準拠した地理空間データ作成のための標準的な製品仕様書、品質評価表、メタデータ、応用スキーマを整備し、公開した。 |
| (地理空間情報全般の整備・更新・提供・流通に関するルール等) | | | | | | | | | | | | |
| 50 | 2章1(2) 2(1) | 地理空間情報の位置的整合性を担保する方法の検討 | モデル的な実証調査等を行い、基盤地図情報を基準に整備した地理空間情報の位置的整合性の検証を実施し、地理空間情報の位置的整合性を担保する方法を検討する。 | 国土交通省 | 平成22年度に検討した位置的整合性を担保する方法について、平成23年度から地方公共団体等に対して技術的支援を開始する。 | | | | | 「地理空間情報を位置整合させて利活用するための手引」等の普及・啓発を図った。 | B: 概ね達成 | 地理空間情報の活用を推進するため、位置の基準である基盤地図情報と地理空間情報の位置的整合性を担保する方法の検討を行い、「地理空間情報を位置整合させて利活用するための手引き」を作成するとともに、それらの普及・啓発を行った。 |
| 51 | 2章1(2) | 地理空間情報の利活用マニュアルの作成 | 地方公共団体等におけるモデル実証調査等を通じて、地理空間情報の整備・共用・インターネットでの提供等の取組に関する課題抽出・対応策の検討を行い、地理空間情報の整備・更新・提供・流通のルール等を定めたマニュアル等の作成を3年かけて実施する。 | 国土交通省 | 平成21年度までに、マニュアル等を整備する。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A: 十分達成 | 平成21年度に、過年度の検討成果をまとめたマニュアル等の整備を完了し、目標を達成した。さらに、作成した手引きをHPにて公開するとともに、広く地方公共団体等への普及を進めた。 |
| 52 | 2章1(2) | 地理空間情報を容易に組み合わせる方法の検討 | 既存のWebサーバに所有されるデータを重畳的に表現可能にするツール(SVGなど)に関する動向調査等を行う。 | 経済産業省 | SVGを使った地図表現については、平成23年度中のJIS制定を目指す。 | | | | | SVG Tiny 1.2及びTiling and LayeringのJIS化について、規格協会の規格調整分科会で議論を進めた。JIS化は平成24年度夏予定。 | B: 概ね達成 | SVGにおける地図の表現及びサービスJIS原案作成委員会にてJIS制定の議論を進めた。 |
| 53 | 2章1(2) | 地理識別子体系等の調査検討 | 地名や住所等から地理空間情報上の場所や地域の特定を可能とする地理識別子の体系等に関する調査検討を実施する。また、共有した地理空間情報を容易に組み合わせる際のキーの一つである地名コードについて検討する。 | 国土交通省 | 平成23年度も引き続き、地名コードについて検討を実施する。 | | | | | 平成23年度も引き続き、地名コードについて検討を実施し、地名コードのうち住所及び信号交差点のコードの仕様案を作成した。また、住居表示地区の住所データは464市区町村についてインターネットによる追加提供を行った。 | A: 十分達成 | 地理識別子のコード体系についての原案の検討を行い、地名コードの案を取りまとめた。また、平成23年1月18日から住居表示地区の住所データについてインターネットによる提供を開始し、平成24年3月末時点で473市区町村の提供を行った。 |
| 54 | 2章1(2) 4(1) | 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインの策定 | 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関する実務上のガイドラインを策定する。 | 推進会議 | 平成22年9月に策定した「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」の普及・啓発を図る。 | ○ | ○ | | | 平成24年3月に閣議決定された新たな地理空間情報活用推進基本計画に、引き続き個人情報の取扱いに関するガイドラインの普及・啓発に努めることについて明記した。 | A: 十分達成 | 平成22年7月のパブリックコメント等を経て、9月に地理空間情報活用推進会議において「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」を策定した。 |
| 55 | 2章1(2) 4(2) | 地理空間情報を扱う際のデータの二次利用に関する実務上のガイドラインの策定 | 地理空間情報を扱う際の(データの二次利用に関する)実務上のガイドラインを民間を含めた体制で検討し策定する。 | 推進会議 | 平成22年9月に策定した「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」の普及・啓発を図る。 | ○ | ○ | | | 平成24年3月に閣議決定された新たな地理空間情報活用推進基本計画に、引き続き二次利用促進に関するガイドラインの普及・啓発に努めることについて明記した。 | A: 十分達成 | 平成22年7月のパブリックコメント等を経て、9月に地理空間情報活用推進会議において「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」を策定した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------------------------------|-----------|-------------------------------------|--|-------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 56 | 2章4(3) | 国の安全の観点から配慮すべき事項についての適切な枠組みの構築 | 国は、地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全の観点から配慮すべき事項について適切な枠組みの構築を図る。 | 推進会議 | 適切な枠組みを構築する。 | | | | | 地理空間情報活用推進会議の下に設置されている「国の安全に関する検討チーム」で、国の安全の観点から配慮が必要な地理空間情報(地図、航空写真、衛星画像等)について、対象となる情報の精査や配慮の方法、適切な枠組みの在り方の検討を進めた。 | B: 概ね達成 | 国の安全の観点から配慮が必要な地理空間情報(地図、航空写真、衛星画像等)について、適切な枠組みの基本的考え方を検討し、新基本計画に反映した。 |
| 57 | 2章1(2) | 国土変遷アーカイブ整備 | 国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。また、過去に作成され、電子化や提供・流通が図られていない地図や統計データ等の歴史的資料の活用方法についても検討する。 | 国土交通省 | 過去のデータ整備の防災、国土管理、地域活性化等への利活用について引き続き検討する。 | | | | | 平成23年度は、新たに空中写真アーカイブを約8万枚、旧版地形図アーカイブを約200枚を整備した。 | B: 概ね達成 | 平成20年度～平成23年度までに、空中写真アーカイブを約98万枚、土地景観アーカイブを約84面、旧版地図アーカイブを約5,100面作成した。 |
| 152 | 2章1(2) | 日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備 | 我が国の水資源の確保を図り、世界の水危機の解決に貢献するために、水資源に関する体系的な情報収集・提供・解析システムの検討を行う。 | 国土交通省 | 平成23年度までに、水資源情報の体系的な情報収集・提供システムの整備を図る。 | | | | | 水資源情報(地下水、再生水、取水、排水等の量・質・位置等)を共有するためのデータベース及び既存のデータベース等を活用した、国内外の水資源情報の収集・提供システムを構築する。また、収集した流域の水循環等、現状、課題、各種施策による効果や影響の情報等を活用した分かりやすい情報提供方法について検討を行い、情報表示方法についてとりまとめを行った。 | A: 十分達成 | 流域の関係主体が、流域における水資源に関する情報を容易に入手し、流域の水資源状況を的確に把握することにより、課題の共有や水利用改善の取組への契機など、効率的な水利用となるような情報共有・提供システムを構築した。 |
| 162 | 2章1 | 都市・地域の基礎的データ収集・利活用方策検討調査 | 都市計画の評価やそれを踏まえたPDCAサイクルを支える根拠として、都市計画基礎調査の位置づけを強化し、より効果的な都市計画の実現を図るため、都市計画基礎調査ガイドランス(調査編、分析編、利活用編)を取りまとめる。 | 国土交通省 | 平成23年度までに、都市計画基礎調査ガイドランスを作成する。 | | | | | 引き続き検討を行いガイドランス(案)を作成した。 | B: 概ね達成 | 今後、有識者、都道府県等への意見照会等を予定。 |
| 187 | 2章1 | 場所情報コードの活用推進 | 場所情報コードを共通の基盤として整備・利用するために必要なガイドラインを策定し、新たな位置情報サービスの創出を推進する。 | 国土交通省 | 平成23年度末までにガイドライン案を作成する。 | | | | ○ | 場所情報コードの利活用に関する産学官の共同研究を実施しコードの発行・管理・利用における課題を検証。検証結果をガイドライン案として取りまとめた。 | A: 十分達成 | 場所情報コードの利活用に関する産学官の共同研究を実施しコードの発行・管理・利用における課題を検証。検証結果をガイドライン案として取りまとめた。 |
| (基盤地図情報の整備のための基準等の普及) | | | | | | | | | | | | |
| 58 | 2章1(3) | 公共測量に係る作業規程の準則の普及促進 | 平成20年3月に改訂した公共測量に係る作業規程の準則を普及するため、測量法第35条に基づき公共測量の年度計画を把握するとともに実施計画書の提出を促し、適切な技術的助言の実施及び成果提出の促進を図る。 | 国土交通省 | 毎年、年度計画の把握等を行う。 | | | | | 測量法第35条に基づき国及び地方公共団体を対象に、平成23年度、平成24年度に実施を予定する公共測量の年度計画の調査を行った。また、調査結果を基に測量の重複を排除等について助言を行い、測量成果の提出を促進するための指導を行った。 | B: 概ね達成 | 測量法第35条に基づき国及び地方公共団体を対象に、各年度に実施を予定する公共測量の年度計画の調査を行った。これら調査結果を基に測量の重複排除等について助言を行い、測量成果の提出を促進するための指導を行った。 |
| 2. 地理空間情報の整備・更新・提供の推進 | | | | | | | | | | | | |
| (主題図等) | | | | | | | | | | | | |
| 59 | 2章2(1) | 主題図データの整備・提供 | 防災、環境及び土地利用に関する各種の主題図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。 | 国土交通省 | 整備・提供する主題図データを増加させる。 | | | | ○ | 土地条件調査による首都圏・中部圏を対象にした都市域の改変地形情報の更新、及び、土地利用データの各種主題図データ整備を実施した。 | A: 十分達成 | 宅地利用動向調査、土地条件調査及び都市域の改変地形情報の更新、火山防災地形調査等を実施し、各種主題図データの整備・提供を行った。 |
| 60 | 2章2(1)(3) | 国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス | 土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。 | 国土交通省 | 毎年度整備・更新を行った情報をインターネットでダウンロード可能とする。 | | | | | 土地利用、地価等の国土数値情報を整備・更新するとともに、データをインターネットで公開した。 | A: 十分達成 | 土地利用、地価等の国土数値情報を整備・更新し、インターネットで公開した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------|---------------------------|-----------------|---|-------|--|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 61 | 2章1 (1)2 (1) (3) | 地質情報の整備 | 防災(地震動、土砂災害等)や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。 | 経済産業省 | 平成26年度までに各種地質図幅類を、5万分の1地質図幅については国土の75%を、20万分の1地質図幅においては改訂を、海洋地質図においては日本周辺海域の100%をカバーする。シームレス地質図をウェブ公開し、整備・更新を継続する。 | ○ | ○ | | ○ | 5万分の1図幅5区画を完成した。海洋地質図においては、5地域を整備した。シームレス地質図は、20万分の1地質図幅4区画についてデータの更新を行った。 | A：十分達成 | 国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備として、20万分の1地質図幅においては100%を、5万分の1地質図幅については国土の74%を、海洋地質図においては日本周辺海域の96%をカバーした。シームレス地質図をウェブ公開し、整備・更新を継続した。 |
| 62 | 2章2 (3) | 地盤情報の提供 | 国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。 | 国土交通省 | 平成23年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。 | | | | | 港湾空港関係の土性図を約18,000件を追加・公開している。平成24年3月末現在、約9.4万件のボーリングデータを公開している。 | B：概ね達成 | 平成20年3月28日から国土地盤情報検索サイト「Kunijiban」を開設し、電子国土を利用して地盤情報を国民に無償で提供している。平成24年3月末現在で、国土交通省の道路や河川などの直轄事業等における約9.4万件のボーリング柱状図と土質試験結果一覧を閲覧することが可能となっている。 |
| 63 | 2章2 (1) | 地すべり地形分布図の電子化 | 日本全国の地すべり地形分布図を作成し、Webで公開する。また、WMS(地理情報を処理するための国際規格)を用いて各種地理データとの重ね合わせを円滑に進めるため、公開システムの更新を行なう。Google Earthへの重ね合わせを進めるとともに、今後に向けてWFS(地理情報を処理するための国際規格)への対応を検討する。 | 文部科学省 | 平成27年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。 | | ○ | | | 平成23年度は「旭川」、「名寄」等32面分の地すべり地形分布図を作成し、Web上で公開した。また、Web-GISへの実装及びダウンロード提供サービスの公開を行った。 | A：十分達成 | 前基本計画期間中に271面を作成し、Web上で公開した。具体的な目標とした「平成27年度までに全国約1,100面」のうち、約980面を完了したこととなるため、目標達成に向けて十分に達成している。また、地すべり地形GISデータの世界測地系への対応を完了したことにより、WMSの実装を完了し、各種地理データとの重ね合わせが可能となり、外部機関Webサイトとの連携が実現した。WFSIに関してWeb-GISのトレンドも含めた技術的な検討を行った結果、対応を行わないこととした。 |
| 64 | 2章2 (1) (3) | 火山地質図、活断層図等の電子化 | 火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、当該火山に関する各種データを集積して解説を加えた火山研究解説集を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合する。 | 経済産業省 | 平成26年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計19図、火山研究解説集2件を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。 | ○ | | | ○ | 平成23年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計16図、火山研究解説集2件を整備した。活断層データベースについては、活動セグメントの見直し修正を行うとともに、1/20万シームレス地質図と重ね合わせ表示を可能とした。 | A：十分達成 | 火山地質図を2図(樽前火山、十勝岳火山)、火山研究解説集を1件(有珠火山)整備した。活断層データベースについては、検索システムのGoogleMaps化を行うとともに、1/20万シームレス地質図と重ね合わせ表示を可能とした。 |
| 65 | 2章2 (3) | 環境GISの整備運用 | 環境の状況等に関するデータをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、データのダウンロードサービスを行う。 | 環境省 | 環境の状況等に関するデータを逐次更新する。 | | | | | 既存コンテンツについて、年に1回最新のデータを追加更新した。 | B：概ね達成 | 期間中における最新のデータを毎年滞りなく追加更新を行うとともに、わかりやすい情報提供に努めた。 |
| 66 | 2章2 (1) | 生息環境情報調査 | 環境との調和に配慮した土地改良事業の推進と農村環境の保全形成に資するため、広域農業地域を対象に生息環境の評価区分を行い、生息環境に関する地理情報を整備する。 | 農林水産省 | 平成23年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する。 | | | | | 予定していた全13の広域農業地域で、生息環境の評価区分を行い、生息環境に関する地理情報を整備した。 | A：十分達成 | 「平成23年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する」とした目標を達成した。 |
| 67 | 2章2 (1) (3) | 生物多様性情報の整備・提供 | 生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。また、学術研究や自然環境モニタリングに資するため、国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図を作成し、サンゴ礁分布図の閲覧やダウンロードサービスを行う。 | 環境省 | 2万5千分の1植生図について、平成24年3月までに国土の約6割整備・提供する。また、平成22年度までにサンゴ礁の分布図を作成する。 | | | | | 2万5千分の1植生図について、平成23年度に238面を整備・提供した。 | B：概ね達成 | 2万5千分の1植生図については、平成24年3月までに2870面を整備し国土の61%の地域を整備し提供した。 ・サンゴ礁の分布図をGIS <自然環境計画課> |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|--------------|----------------------------------|-------------------------------|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 68 | 2章2(1) | 国有林における数値地図情報の更新 | 国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。 | 農林水産省 | 概ね5年周期で国有林を占める地域の数値地図情報の更新が完了するよう計画的に毎年地図情報を更新する。 | | | | | 平成23年度は、森林計画樹立等の65計画区について、修正基本図に基づき、ラスターデータ及びベクターデータを更新した。 | A: 十分達成 | 毎年、国有林の森林計画樹立に併せて地図情報を更新した。 |
| 69 | 1章5 2章 2(1) (2) 3(2) | 水土里情報利活用促進事業 | 農地や水利施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報やオルソ画像を整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援する。 | 農林水産省 | 平成22年度まで全国的な地図情報を整備する。 | | ○ | | | 平成22年度に既に完了 | A: 十分達成 | 平成22年度末までに、整備対象農地の約9割の地図情報を整備した。本事業で整備された地図情報は各種施策に利活用されており、先の東日本大震災で被災した農地の災害復旧事務の簡素化にも大きく寄与した。 |
| 70 | 2章2(3) | 防災情報提供センターによる防災情報の提供 | 国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。 | 国土交通省 | 引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。 | | | | | ホームページの運用を通じて安定した情報集約、情報提供を行った。 | A: 十分達成 | ホームページの運用を通じて安定した情報集約、情報提供を行った。 |
| 71 | 2章2(3) | 水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供 | 水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。 | 国土交通省 | 引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。 | | | | | 引き続き、水情報国土データ管理センターホームページによる情報提供を行った。 | A: 十分達成 | 水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページによる情報提供を継続して行った。 |
| 72 | 2章 | 国有財産情報公開システムの運用 | 国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。 | 財務省 | 毎年度継続的に行う。 | | | | | 「国有財産一件別情報」、「売出中の国有地」等の国有財産に関する情報や国有財産の現在額等の統計資料について適時更新を行うなど、引き続き情報提供を行った。 | A: 十分達成 | 「国有財産一件別情報」、「売出中の国有地」等の国有財産に関する情報や国有財産の現在額等の統計資料について適時更新を行うなど、引き続き情報提供を行った。 |
| 73 | 2章2(3) | 取引価格等土地情報の整備・提供の推進 | 不動産市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。 | 国土交通省 | 継続的に更新・提供を行う。 | | | | | 平成23年度において、継続的に取引価格情報の更新・提供を行った。 | A: 十分達成 | 継続的に取引価格情報の更新・提供を行い、平成24年3月末時点での全提供件数は1,322,313件となった。 |
| 163 | 2章2(3) | 環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)の整備運用 | 大気汚染等の環境データを情報配信する。 | 環境省 | 環境データを逐次更新する。 | | | | | 全国各地で測定されている環境基準が設定されている項目の他、一酸化炭素及び非メタン炭化水素濃度並びに光化学オキシダント注意報等の情報をリアルタイム(1時間毎)でホームページにより提供した。 | A: 十分達成 | 全国各地で測定されている環境基準が設定されている項目の他、一酸化炭素及び非メタン炭化水素濃度並びに光化学オキシダント注意報等の情報をリアルタイム(1時間毎)でホームページにより提供した。 |
| 164 | 2章2(3) | 環境省花粉観測システム(はなこさん)の整備運用 | 花粉等の環境データを情報配信する。 | 環境省 | 環境データを逐次更新する。 | | | | | 2月から6月まで、リアルタイム(1時間毎)で全国各地の花粉飛散データをホームページにより提供した。 | A: 十分達成 | 2月から6月まで、リアルタイム(1時間毎)で全国各地の花粉飛散データをホームページにより提供した。 |
| 188 | 2章3(1) | PRTRデータ地図上表示システムの運用 | 化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)に基づき届け出られた個別の工場・事業場における化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量(PRT Rデータ)を地図上に表示する。「PRTRデータ地図上表示システム」を運用する。 | 環境省 | PRTR制度に基づき届出対象化学物質の排出量及び移動量を個別事業所単位に地図上に表示。平成22年度に運用開始。平成23年度は届出対象事業となった医療業者等を追加予定。 | | | | | 平成23年度は、届出対象事業となった医療業者を追加。また新規届出対象物質を追加。なお、平成23年度から様式変更で新たに追加された項目(公共用水域の排出先河川名称、移動先の下水道終末処理施設名)が未対応 | B: 概ね達成 | PRTR制度に基づく届出対象化学物質の排出量及び移動量を個別事業所単位に地図上の都道府県単位に表示し、国民に地域における化学物質の排出状況の情報提供を可能にした。 |
| (地形図) | | | | | | | | | | | | |
| 74 | 2章2(3) | 数値地図25000の更新、提供 | 数値地図25000の更新、提供(刊行、インターネット提供)を引き続き実施する。 | 国土交通省 | 継続的な更新・提供を実施する。 | | | | | 数値地図25000の更新、提供について、オンライン提供、CD刊行により実施した。 | A: 十分達成 | 継続的な数値地図25000の更新、提供を実施した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4~H24.3)における達成状況 | | |
|--------------------|-----------|-----------------------|---|-------------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|--|---------------------------|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | |
| (地名情報) | | | | | | | | | | | | | |
| 75 | 2章2(1)(3) | 街区レベル位置参照情報等の整備・更新・提供 | 街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。さらに、大字・町丁目の位置参照情報を整備し、更新する。 | 国土交通省 | 毎年度更新する。 | | | | | 位置参照情報(街区レベル、大字・町丁目レベル)を整備し、更新した。 | A: 十分達成 | 位置参照情報(街区レベル、大字・町丁目レベル)を整備し、更新した。 | |
| (海域の地理空間情報) | | | | | | | | | | | | | |
| 76 | 2章2(1) | 海域の地理空間情報の整備・提供 | 我が国の領海及び排他的経済水域において、海底地形の把握に資する水深データの収集や大陸プレートの動きを探る海底地殻変動観測等の海洋調査等を行い、海洋に関する基盤情報の整備を推進する。 ・海上保安庁が保有する情報をビジュアルに重ね合わせ表示する海洋政策支援情報ツールの整備を進め、各種海洋政策の企画、立案に寄与する。 | 国土交通省 | ・順次、海洋調査を実施し、海図等については、状況を把握してから国際基準に基づく手続きにのっとり速やかに整備する。 ・海洋政策支援情報ツールは、平成23年度末までに整備する。 | | | | ○ | ○ | 海洋調査等を行い、海洋に関する基盤情報を整備した。 | A: 十分達成 | 海洋調査等を行い、海洋に関する基盤情報を整備した。 |
| (統計情報) | | | | | | | | | | | | | |
| 77 | 2章2(1)(3) | 統計GISの拡充 | 政府統計に関する情報の一元的な提供を行う「政府統計の総合窓口(e-Stat)」上に統計地理情報システム(「地図で見る統計」(統計GIS))を整備・運用し、各府省が保有する地域統計データの同システムへの登録及び境界情報の整備を行い、各府省が作成した統計情報を提供する。 | 総務省 関係府省 | 継続的に実施する。 | | | | | システムの運用を継続的に実施し、新たに平成22年国勢調査及び世界農林業センサス並びに人口動態統計の統計情報を提供した。 | A: 十分達成 | 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)上に統計地理情報システム(「地図で見る統計」(統計GIS))を整備し、各府省が保有する地域統計データの同システムへの掲載及び境界情報の整備を行い、各府省が作成した統計情報を提供した。 | |
| 78 | 2章2(1) | 統計の二次的利用の推進 | 平成21年4月1日に全部施行された統計法、法に基づき策定された統計の二次的利用に関する各種ガイドライン及び政府として統計の整備方針を定めた、公的統計の整備に関する基本的な計画(「基本計画」)に基づき、統計の二次的利用の推進を図る。 | 総務省 | 継続的に実施する。 | | | | | 関係府省等における提供が円滑に進むように適宜支援を行うとともに、統計の二次的利用制度について、総務省ホームページや各種の学会等の場を活用した広報活動を行った。 二次的利用が可能な統計調査について、平成22年度の24(オーダーメイド集計20、匿名データ4)から、23年度は29(オーダーメイド集計23、匿名データ6)に増加した。 | B: 概ね達成 | 改正統計法の全部施行に当たり、統計の二次的利用に関する各種ガイドラインを策定し、各行政機関に通知を行った(ガイドラインは平成23年3月に一部改定している。 また、関係府省等における提供が円滑に進むように適宜支援を行うとともに、統計の二次的利用制度について、総務省ホームページや各種の学会等の場を活用した広報活動を行った。 その結果、二次的利用が可能な統計調査について、平成23年度末において29(オーダーメイド集計23、匿名データ6)となっており、制度開始当初の10から約3倍に増加した。また、利用実績については、制度開始後の累計で117件の申請があった。 | |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|---------------|-----------|------------------------|--|-------|---|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 79 | 2章2(1) | 公的統計の体系的整備 | 平成21年春に予定される統計法の全部施行までに、公的統計の整備に関する基本計画を策定する。 | 総務省 | 平成21年春までに実施する。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | A : 十分達成 | 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、統計法第4条第1項の規定に基づき、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を、当初予定のとおり、統計法の全部施行(平成21年4月1日)前の平成21年3月13日に策定した。 基本計画では、公的統計の整備に関する施策の基本的方針や、講ずべき施策に係る現状・課題及び取組の方向性等を記述した上で、平成21年度から25年度までの5年間に講ずべきより具体的な措置・方策とともに、その担当府省及び実施時期を記述しており、「オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供」など、統計データの有効活用の推進に係る措置・方策も盛り込まれている。 基本計画に盛り込まれた内容について、政府全体として継続的な取組を進めており、毎年度、統計法第55条の規定に基づく統計法施行状況報告のスキームを活用し、各府省の基本計画への対応状況についてフォローアップを実施しているところ。 |
| (空中写真) | | | | | | | | | | | | |
| 80 | 2章2(1) | 国有林における空中写真撮影 | 国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。 | 農林水産省 | 概ね5年周期で国有林を占める地域の撮影を完了するよう計画的に毎年撮影を実施する。 | | | | | 平成23年度分(16地区、17,329km2)について、空中写真撮影を行った。 | A : 十分達成 | 毎年、国有林の森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するため空中写真撮影を行った。 |
| 81 | 2章2(1) | 国土の周期的な撮影 | 平地を主とする地域及び離島の周期的な撮影を行う。 | 国土交通省 | 概ね10年周期で撮影を行う。 | | | | ○ | 平地を主とする地域及び離島の約20千km2の空中写真撮影を行った。 | B : 概ね達成 | 概ね10年周期で平地を主とする地域及び離島の撮影を行った。 |
| 82 | 2章2(1)(3) | 空中写真の有効活用の推進 | 国土交通省が保有する空中写真をオルソ化し、インターネットで提供する。 | 国土交通省 | 提供する写真数を増加させる。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A : 十分達成 | 国土交通省が保有する空中写真をオルソ化し公開した。 |
| 83 | 2章2(3) | 航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実 | 国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の接続機関を増やす等の取組を充実させる。 | 国土交通省 | 接続機関を毎年増加させる。 | | | | | 平成23年度に新たに17団体を追加して合計103団体とし、航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実を図った。 | A : 十分達成 | 計画期間を通じて、接続機関を引き続き増加させ、航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実を図った。 |
| (衛星画像) | | | | | | | | | | | | |
| 84 | 2章2(1) | 衛星画像の整備・提供(ASTER) | 資源探査用将来型センサ(ASTER)による衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。 | 経済産業省 | 平成23年度についても、地球観測衛星データの継続的な提供を行う。 | | | | ○ | ○ | A : 十分達成 | 当初の設計寿命を超えて、現在もASTERを運用中。地上システムに蓄積された大量の未処理データの高次処理を順次実施し、ユーザーへのデータ提供を実施した。 |
| 85 | 2章2(1) | 衛星画像の整備・提供(だいち) | 平成18年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「だいち」搭載センサPALSARIによる衛星画像の整備を行い、これをユーザーに提供する。 | 経済産業省 | 平成23年度についても、地球観測衛星データの継続的な提供を行う。 | | | | ○ | ○ | A : 十分達成 | 当初の設計寿命を超えて運用した上で運用を終了した。また、運用期間に地上システムに蓄積された大量の未処理データの高次処理を順次実施し、ユーザーへの提供を実施した。 |
| 86 | 2章2(1)(2) | 陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の運用 | 基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)による地図作成、全国5万分の1の衛星画像の作成等の利用実証実験を実施する。 | 文部科学省 | 衛星の運用及び利用実証実験を継続することにより、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。 | | | | ○ | ○ | A : 十分達成 | 「だいち」は、寿命設計3年/5年目標に対し、5年3ヶ月のミッション運用を達成。これまでの累計は654万シーンを取得した。「だいち」プロジェクトサクス評価基準の(1)陸域観測衛星技術の検証、(2)高分解衛星データの実用技術の検証(地図作成、地域観測、資源探査、災害状況把握)について活用・技術成果を達成し、宇宙開発委員会によりエクストラサクス評価を全て達成していると評価を受けた。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4~H24.3)における達成状況 | |
|----------------------------------|-----------|----------------------|--|-------|--|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 【基盤地図情報】【基盤地図情報の整備・更新・提供】 | | | | | | | | | | | | |
| 87 | 2章2(1)(2) | 電子国土基本図の整備・更新 | 基盤地図情報と整合の取れた地図情報、デジタル空中写真を利用したオルソ画像(地図と重ね合わせ可能な写真)、居住地名や自然地名など位置を検索するためのキーとなる地名情報を整備・更新する。 | 国土交通省 | 国土の変化を捉え適時に地図情報の更新を行う。平成24年度までに、市街化区域・市街化調整区域内のオルソ画像を整備する。国土を構成する島等の地名情報を整備する。 | | | | | ・地図情報について、国土の変化を捉え継続的に更新を実施した。 ・オルソ画像について、市街化区域・市街化調整区域の約9km2を整備した。 ・地名情報について、居住地名、島等の自然地名の整備を進めた。 | B：概ね達成 | ・地図情報を電子国土Webで公開した。また、国土の変化を捉え継続的に更新を実施した。 ・市街化区域・市街化調整区域のオルソ整備を概ね達成した。 ・地名情報は、居住地名(約357千件)、島等の自然地名(約36千件)について地名整備を行った。 |
| 88 | 2章2(2) | 道路関係図面の電子化 | 道路工事完成図等作成要領に基づき電子化を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。 | 国土交通省 | データの整備・蓄積を進める。 | | | | | 道路工事完成図等作成要領に基づき、道路関係図書の電子化を進めた。 | A：十分達成 | データの整備・蓄積を進めた |
| 89 | 2章2(2) | 地方公共団体への技術的支援 | 地方公共団体においても、都市計画基図など、通常、行政の各分野で整備・更新している基盤地図情報に係る項目を含む地図が基準に基づき電子的に整備・更新され、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、技術的支援を行う。 | 国土交通省 | 引き続き、公共測量作業計画に対し技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行い結果を通知する。 | | | | ○ | 平成23年度は、測量計画機関から提出された公共測量作業実施計画3,528件に対する技術的な助言を行うとともに、基盤地図情報の利用や整備・更新についても助言を行った。また、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行った結果についても通知を行った。また、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行った結果についても通知を行った。 | B：概ね達成 | 公共測量作業実施計画に対する技術的な助言を行い、測量成果が基準どおり作成されているか審査を行い、また結果の通知を行った。 |
| 90 | 2章2(2) | 基盤地図情報の整備・更新 | 基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図2500及び数値地図25000をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成23年度までに概成する。 | 国土交通省 | 平成23年度までに全国の基盤地図情報を概成する。 | | | | ○ | 平成23年度は、約25km2の基盤地図情報を初期整備し、全国の基盤地図情報を概成した。また、約4km2の基盤地図情報を更新した | A：十分達成 | 平成23年度に全国の基盤地図情報を概成した。 |
| 91 | 2章2(3) | 基盤地図情報の提供 | 国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約し、シームレスに接合した縮尺レベル2500、25000相当の基盤地図情報を平成20年度からインターネットにより無償提供する。さらに、国以外でもこうした取組が普及するよう、地方公共団体等への働きかけや、相談体制の充実を図る。 | 国土交通省 | 平成20年度より、基盤地図情報のインターネットによる無償提供を開始した。引き続き、初期整備・更新作業の完了したデータを順次、提供する。 | | | | | 平成23年度までに縮尺レベル2500を約9万km2、縮尺レベル25000を全国提供している。 | A：十分達成 | 縮尺レベル2500については都市計画区域のほぼ全域を、縮尺レベル25000については全国提供している。 |
| 92 | 2章2(3) | ワンストップサービスのシステム構築 | 国及び地方公共団体が公共測量において整備する各種の基盤地図情報を円滑に流通させるため、その所在を検索することができるクリアリングハウスの充実等を図るとともに、ワンストップで提供するサービスを関係機関と連携して実施する。 | 国土交通省 | 測量成果をワンストップで提供するサービスを平成21年4月に運用を開始した。引き続きワンストップサービスのシステム運用を行う。 | | | | | 基本測量及び公共測量の測量成果の複製・使用承認申請を受理する、測量成果利用申請のワンストップサービスの運用を平成21年4月に開始した。引き続きワンストップサービスのシステム運用した。 | A：十分達成 | 基本測量及び公共測量の測量成果の複製・使用承認申請を受理する、測量成果利用申請のワンストップサービスの運用を平成21年4月に開始した。引き続きワンストップサービスのシステム運用を行う。 |
| 165 | 2章2(2) | 基盤地図情報の法定図書への活用方策の確立 | 基盤地図情報を用いた法定図書作成に関する作業マニュアル等についての検討を行う。 | 国土交通省 | 基盤地図情報を用いた法定図書作成マニュアルを平成22年度までに作成する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A：十分達成 | 「基盤地図情報を使用した数値地形図データ更新ガイドライン(案)」を作成し、国土地理院ホームページで公開した。 |
| 166 | 2章2(2) | 山村境界保全事業 | 山村地域において、今後の地籍調査の円滑な実施に向け、簡易な手法を用いて境界に関する情報の保全を図る。 | 国土交通省 | 土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A：十分達成 | 平成20年度から平成21年度にかけて延べ26市町村で実施 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|---------------------------------------|----------|----------------------|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| (基盤地図情報)【地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進】 | | | | | | | | | | | | |
| 93 | 2章2(2) | 都市再生街区基本調査(土地活用促進調査) | 老朽化した木造建築物が密集している密集市街地、中心市街地などを対象として、街区外周の官民境界の位置情報に関する調査を行う。 | 国土交通省 | 平成21年度までに密集市街地等を重点整備する。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A: 十分達成 | 平成20年度から平成21年度にかけて91市区町で実施 |
| 94 | 2章2(2) | 地籍調査の推進 | 土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図る。 | 国土交通省 | 全国的に地籍情報の整備を進める。 | | | | | 平成23年度には約1千km ² の地籍調査を実施 | B: 概ね達成 | 平成20年度から平成23年度にかけて全国で約5千km ² の地籍調査を実施 |
| 95 | 2章2(2) | 登記所備付地図及び公図の電子化 | 登記所備付地図及び公図の電子化を行う。 | 法務省 | 平成22年までに電子化を完了する。 | | | | | (平成22年度中の完了を予定していたが、東日本大震災の影響により、平成23年度にも一部実施した。) | A: 十分達成 | 平成23年度に電子化を完了。 |
| 96 | 2章2(2) | 地籍整備 | 不動産登記法に基づく筆界特定制度(筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界(筆界)を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。)や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度(ADR)も活用して、地籍の明確化を推進していく。 | 法務省 | 地籍の明確化を継続して実施する。 | | | | | 平成23年度においては、2,381件(速報値)の筆界特定が行われており、地籍の明確化が推進された。 | A: 十分達成 | 平成20年度から平成23年度までに、9,674件の筆界特定が行われ、地籍の明確化が図られた。 |
| 177 | 2章2(2) | 都市部官民境界基本調査 | 通常的地籍調査に先駆けて、国が地籍調査の前提となる官民の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を調査する。 | 国土交通省 | 地籍調査の実施が困難な都市中心部等において、地籍調査の推進を図る。 | | | | | 平成23年度は全国で約68km ² の都市部官民境界基本調査を実施 | A: 十分達成 | 平成22年度から平成23年度にかけて全国で約192km ² の都市部官民境界基本調査を実施 |
| 178 | 2章2(2) | 地籍整備推進調査 | 地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用する仕組みである国土調査法第19条第5項指定制度の申請を促進するため、都市部において民間開発や各種公共事業等を行う場合に、それに伴い実施される境界情報の整備に必要な調査・測量費用の一部を、国が補助する。 | 国土交通省 | 都市部において遅れている地籍整備の進捗を図る。 | | | | | 平成23年度は約37団体において地籍整備推進調査を実施 | A: 十分達成 | 平成22年度から平成23年度にかけて約43団体において地籍調査推進調査を実施済み |
| 179 | 2章2(2) | 山村境界基本調査 | 山村地域において、境界に関する情報を簡易な手法で早急に保全するため、土地の境界に詳しい者の踏査により境界情報を保全する。 | 国土交通省 | 土地所有者等の高齢化や村離れが進み、土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。 | | | | | 平成23年度は全国で約73km ² の山村境界基本調査を実施 | A: 十分達成 | 平成22年度から平成23年度にかけて全国で約156km ² の山村境界基本調査を実施 |
| 180 | 2章2(1) | 土地分類基本調査(土地履歴調査) | 土地の変更が進み不明確となっている土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報を整備した上で、災害履歴等とともにわかりやすく提供する。 | 国土交通省 | 緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部において調査を実施する。 | | | | | 首都圏・中部圏において、4,168.8km ² の整備を実施。 | B: 概ね達成 | 平成22・23年度に、首都圏・中部圏において7,250.3km ² の整備を行った。引き続き平成31年度までを計画期間とする国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定)に基づき土地履歴調査を実施する。 |
| 189 | 2章2(2) | 既存測量成果の活用方策検討調査の実施 | 用地取得図の作成後に行われた分合筆の情報の追加や測量精度の確認等を行い、登記所に備え付けるための課題を整理し、その対応策を検討する。 | 国土交通省 | 平成23年度末までに登記所に備え付けるための課題を整理し、その対応策を検討する。 | | | | | 地方整備局等が作成した用地実測図に必要な補正を加え、それを登記所備付図面とするための手法を法務省と連携して検討した。また、国土調査法第19条第5項指定制度を活用し、平成24年度以降に地方整備局等が作成する用地実測図を登記所に備え付けることとしている。 | A: 十分達成 | 「平成23年度の達成状況」欄と同じ |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|---------------------------------|----------------|---------------------|--|-------|---|-------------|--------|---------|---|--|---|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| (基盤地図情報)【民間測量成果の活用方策の検討】 | | | | | | | | | | | | |
| 97 | 2章2(2) | 民間測量成果の活用 | 基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、運用を開始する。 | 国土交通省 | 基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、引き続き公共測量における民間測量成果の利活用について運用する。 | | | | | 民間測量の成果を活用しつつ、基盤地図情報の整備・更新を円滑に進めるため、公共測量成果が整備されていない地域においては、民間測量成果の精度を確認し、基盤地図情報整備を進めた。 | A：十分達成 | 民間測量成果の精度を確認するなどその活用を検討しつつ、円滑な基盤地図情報の整備・更新を進めた。 |
| (基盤地図情報)【基準点情報の維持管理等】 | | | | | | | | | | | | |
| 98 | 2章2(2) | セミダイナミック補正の推進 | 基準点測量を計画的に実施するとともに、セミダイナミック補正(基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法)を推進する。 | 国土交通省 | セミダイナミック補正に必要な地殻変動補正パラメータを作成し毎年公開する。 | | | | 6月27日に地殻変動補正パラメータを公開した。 | A：十分達成 | 平成22年1月から電子基準点のみを既知点とする1級基準点測量にセミダイナミック補正を導入した。 | |
| 99 | 2章2(2) | 基準点に関する情報の整備・提供 | 基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点GIS」を構築する。 | 国土交通省 | 平成23年度末までに、未点検のデータを登録する。また、閲覧サービスの利便性向上のため、システムの高度化を図る。 | | | | 平成23年度は、基準点データを順次点検した後、基準点GISに登録し運用した。また、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴い、測量成果の改定を広域な範囲で処理するための基準点GISシステムの改良を実施した。 | A：十分達成 | 平成20年度～平成23年度までに、約13万点の基本基準点及び約42万点の公共基準点を基準点GISに登録し運用した。また、引き続き基準点GISの運用を行う。 | |
| 100 | 2章2(2) | インテリジェント基準点の整備の推進 | 基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用の高度化に努める。 | 国土交通省 | 平成24年度末までに高度地域基準点2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。 | | | | 高度地域基準点575点のインテリジェント化を実施。 | B：概ね達成 | 平成24年3月までに三角点2万点のインテリジェント化を行った。 | |
| 101 | 2章2(2) | 離島の位置情報基盤整備 | 海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。 | 国土交通省 | 平成20年度から平成21年度までに当初目標の3島について基準点を整備した。平成22年度から平成24年度末までに基準点が未設置の離島のうち2島について基準点を整備する。 | | | ○ | 長崎県の白瀬に三角点の整備を行った。 | A：十分達成 | 当初計画の5島について基準点の整備を行った。 | |
| 102 | 2章2(2) | 公共測量成果の世界測地系への移行促進 | 世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、測量業務担当者を対象とした担当者会議等において指導、啓発を行う。 | 国土交通省 | 引き続き、世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表する。 | | | | 公共測量作業規程の改定による公共測量成果の世界測地系への移行を推進するため、測量業務担当者への指導、啓発を行うとともに、引き続き、変換ソフトをインターネットで公表した。 | B：概ね達成 | 基準点測量成果の世界測地系への移行等のため、変換ソフトをインターネットで公表し、公共測量成果の世界測地系への移行を推進するため、測量業務担当者への指導、啓発を行った。 | |
| (基盤地図情報)【整備・更新に関する情報提供】 | | | | | | | | | | | | |
| 103 | 2章2(3) | 基本測量及び公共測量の実施情報の提供 | 基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより情報提供を行う。また、測量計画機関の連携による効率的な測量の実施を図るため、リアルタイムでの情報提供を検討する。 | 国土交通省 | 引き続き、インターネット等により情報提供を行う。 | | | | 基本測量及び公共測量の実施地域や期間について、インターネット等により適宜情報提供を行った。 | B：概ね達成 | 基本測量及び公共測量の実施地域や期間について、インターネット等により適宜情報提供を行った。 | |
| (ウェブマッピングシステム)によるデータ提供 | | | | | | | | | | | | |
| 104 | 2章1(2)2(3)3(1) | 電子国土Webシステムの機能拡充と普及 | 国民がWebGISを利用して容易に情報の公開や共有をすることができる電子国土Webシステムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の拡充と普及を図る。 | 国土交通省 | 引き続き電子国土Webシステムのサービスを提供するとともに機能の拡充と普及を図っていく。 | | | | 電子国土Webシステムで使用する背景地図等のデータ仕様をより一般的なものに変更した。また、システムの安定的運用のため、背景地図提供サーバのホスティングを実施している。 | A：十分達成 | プラグインを必要としない電子国土Webシステムver.2への作画機能追加、背景地図等の表示速度の高速化、オルソ画像の提供開始、背景地図等データ仕様の一般化などにより、より容易に国民がWebGISを利用して情報の公開や共有を行えるようになった。 | |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|----------------------|---------------------------|--|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 105 | 2章1 (2) (3) 3(1) | 国土交通地理空間情報プラットフォームの構築 | 国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームについて、重ね合わせ情報のさらなる拡充を進める。 | 国土交通省 | 平成22年度までに先駆的導入を行ったことを受け、平成23年度の普及を目指す。 | | | | | 平成24年3月末現在で、66種類約146万件の重ね合わせ情報を公開している。 | B: 概ね達成 | 平成20年4月30日から地理空間情報プラットフォームサイト(試作版)を公開し、今までそれぞれの部局や施策ごとに個別に公開されてきた地理空間情報を電子地図上で重ね合わせて見ることを可能にした。また、重ね合わせ情報の拡充を行うとともに、登録情報のダウンロード機能の追加、背景地図のリニューアルを実施した。平成24年3月末現在で、66種類約146万件の重ね合わせ情報を公開している。 |
| 106 | 2章2 (3) 3(1) | 国土情報ウェブマッピングシステムの拡充 | 国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データを拡充する。 | 国土交通省 | 引き続き運用し、毎年データを拡充する。 | | | | | 国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データ(行政区域、地価公示等)を拡充した。 | A: 十分達成 | 国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムについて改良を加えるとともに提供データを拡充した。 |
| 107 | 2章2 (3) | 地理情報標準に準拠した府省横断的地理情報カタログ・配信システム(GEO Grid SDK)の構築 | 各機関に分散して管理されている地理空間情報に係わるデータセットを、効果的かつ効率よく検索するために、その検索方法を地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-W対応に置き換え、データ管理者のポリシーを考慮した上でデータをインターネットにて提供・流通させるために、OGC(Open Geospatial Consortium)およびOGF(Open Grid Forum)に準拠したソフトウェア(ツールキット)を開発し、標準的なWMSやWPSによるデータの利活用を図る。 | 経済産業省 | 地理空間情報検索方法の国際標準であるCS-Wを用いた実験をASTERデータに対して行う(3年:H20-22)。また、地理情報データが整備(メタ情報同時作成)されてから2年以内にメタ情報カタログの整備をする。 | | | | | ASTERメタデータ以外のメタデータ収集、検索環境の実現を進めるとともに、構築したシステムで分散した府省横断的な検索を達成した。 | A: 十分達成 | ASTERメタデータカタログを国際標準(EO Profile)に対応させ、国際標準プロトコル(CSW)で検索するシステムを構築して運用している。ASTERメタデータ以外のメタデータ収集、検索環境の実現を進めるとともに、構築したシステムで分散した府省横断的な検索を達成した。 |
| (地方公共団体への支援等) | | | | | | | | | | | | |
| 108 | 2章2 (3) | GISを活用した交通規制情報の提供 | 都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。 | 警察庁 | 交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用を行う。 | | | | | 各都道府県警察に対し、交通規制情報の迅速かつ正確な入力を指導するなど、交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用に努めた。 | A: 十分達成 | 平成21年3月から交通規制情報管理システムによる交通規制情報の外部提供に向けたシステムが構築されたことにより、都道府県警察で管理する交通規制情報が適切に提供された。 |
| 109 | 2章2 (3) | 地理空間情報の提供・流通に関するルールの普及啓発 | 基盤地図情報に関する省令・告示、地理空間情報の提供・流通に関するルール等について、全地方公共団体や関係機関等へ周知する。また、パンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。 | 国土交通省 | 基盤地図情報に関する省令・告示について、全地方公共団体や関係機関等へ必要に応じて引き続き周知する。また、地理空間情報の提供・流通に関するパンフレット等の作成・配布やセミナー開催等により普及活動を実施する。 | | | | | 基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の告示について、地方公共団体や関係機関等に対して情報提供等を行った。また、地理空間情報の提供・流通に関するパンフレット等の普及・啓発を図った。 | B: 概ね達成 | 基盤地図情報に関する省令・告示、地理空間情報の提供・流通に関するルール等について、全地方公共団体や関係機関等への周知を行った。また、パンフレット等の作成・配賦やセミナー開催等により普及活動を実施した。 |
| 110 | 2章1 (2) 2(1) | ヘルプデスクによる技術的支援 | 地理空間情報の電子的整備・更新に関する技術的支援方策の検討を実施し、一元化した基盤地図情報問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。 | 国土交通省 | 問合せ窓口を含むヘルプデスクにより技術的支援を行う。 | | | | | 基盤地図情報に関する外部からの問い合わせの窓口として、ヘルプデスクを開設し、平成23年度は166件の問い合わせに対応し技術的支援を行った。 | A: 十分達成 | 問合せ窓口を含むヘルプデスクにより、平成20年度182件、平成24年度186件、22年度151件、平成23年度173件技術的支援を行った。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|--------------------------|-------------------|----------------------------------|--|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 167 | 2章2 | 防災関連情報基盤の構築によるハザードマップ普及促進 | 統一規格による地震ハザードマップの作成率向上のため、既存データの変換手法や被害想定データの入手方法等マップ作成のガイドブックの作成および中央防災会議に使用した被害想定データを統一規格に変換することにより、地方公共団体によるハザードマップの作成および住民周知を促進する。 | 内閣府 | 地震被害想定データの仕様様の素案を基に、統一フォーマットでハザードマップを作成できるようにするための環境整備を実施することにより、より分かりやすいハザードマップの普及を促進し、国民に「備え」の行動を促進させる。 | | | | | 地震ハザードマップに関する統一フォーマットのデータの作成・変換手法や地震ハザードマップの作成・活用に関する検討等を行った。 | A：十分達成 | 地震ハザードマップ作成の普及を図るための環境整備として、地震ハザードマップに関する統一フォーマットのデータの作成・変換手法の整備、地震ハザードマップの作成・活用に関する検討等を行った。 |
| 3. 地理情報システムの活用の促進 | | | | | | | | | | | | |
| (国における活用) | | | | | | | | | | | | |
| 111 | 2章3 (1) (2) | 災害リスク情報プラットフォーム | 国・地域・個々人の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・提供を行うシステムを構築する。 | 文部科学省 | 平成24年度までにシステムを構築し、一般への情報提供を開始する。 | | | | | 東日本大震災対応として、被災地の災害対応等に役立つ信頼できる情報を集約・作成発信するプラットフォーム(ALL311)を立ち上げるとともに、これまでに開発してきたe-コミュニティプラットフォームを宮城県をはじめとする被災地で展開し、災害ボランティア支援や自治体での復旧支援活動に活用するとともに必要なシステム機能(り災証明発行システム機能など)の追加を実施した。また、地震災害に関しては、地震ハザード評価手法の見直しに着手するとともに、地震ハザードステーション(J-SHIS)に、地震ハザード情報に関する解説などを充実させることにより、日本全国の地震ハザード評価に関する総合的な情報を提供できるポータルサイトとしての機能を追加した。 | A：十分達成 | 災害への備えのための事前情報として、災害リスク情報を評価し、それらを活用するためのシステムを開発した。 具体的には、災害リスク情報の利活用法について検討し、自治体や地域コミュニティでの災害リスク情報の利活用を支援するためのツールとして、ハザードマップ作成支援のためのeコマースシステムの開発や、地域における災害対応について理解を深めるための災害リスクシナリオ作成手法の検討とそのラジオドラマ化による展開の実証実験を実施した。これら成果をもとに開発した災害リスク情報の利活用支援システムであるeコマースを東日本大震災の復旧支援で活用した。 さらに、地震災害に関しては、東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震ハザード評価の改訂に着手し、低頻度の地震まで考慮できる新たな地震ハザードモデル構築に向けた検討を実施した。また、これまで地図の閲覧が主であった地震ハザードステーション(J-SHIS)に、地震ハザード情報に関する解説などを充実させることにより、日本全国の地震ハザード評価に関する総合的な情報を提供できるポータルサイトとしての機能追加を実施した。 |
| 112 | 2章3 (1) | 情報交換マップ(災害情報用) | 既存の研究開発成果である「災害情報共有プラットフォーム」を元に、汎用的に利用出来る「情報交換マップ(災害情報用)」を作成し無償公開する。 | 国土交通省 | 平成20年度中に「情報交換マップ(災害情報用)」の基本パッケージを公開するとともに機能改良を進める。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | B：概ね達成 | 災害時における組織内の非定型な情報を含んだ情報共有システムに関する機能要件を取りまとめ、平成20年度時点で対応するアプリケーションを作成し無償公開済み |
| 113 | 2章3 (1) | 文化遺産オンライン構想の推進 | 災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。 | 文部科学省 | 平成24年度までにシステムを構築する。 | | | | | 試行版の防災システムを運用し、改修作業をおこなった。 | A：十分達成 | 試行版の防災システムを構築・運用し、改修作業をおこなった。 |
| 114 | 2章3 (1) | 生物多様性情報システム等の整備・活用推進 | 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGISによる生物多様性情報の利活用の推進を図る。また国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図をGISにより作成し、保全のための基礎データを整備するとともに、これらの閲覧やダウンロードサービスを行うことで、学術研究や自然環境モニタリングに資する。 | 環境省 | WebGISを活用したデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。平成22年度までに分布図を作成し、閲覧等のサービスを開始する。 | | | | | 引き続き、各種成果についてのデジタル化・Web公開を行うなど、機能の拡充を行った。 | B：概ね達成 | 生物多様性情報の利活用の推進を図るため、多様な解析を可能とするWebGIS機能を作成し、データの提供を開始した。 ・サンゴ礁の分布図をGIS <自然環境計画課> |
| 115 | 2章3 (1) | 教育情報ナショナルセンターでのGISを活用した教育及び学習の振興 | 教育情報ナショナルセンターにおいて、GISを利用した教育・学習情報の提供を継続的に実施し、GISを活用した教育及び学習の振興を図る。 | 文部科学省 | 教育・学習情報の新規追加及び既存の情報の更新等運用を継続的に実施する。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | A：十分達成 | 平成20年度までの当該コンテンツ提供期間においては、学校情報等の教育・学習情報の新規追加及び既存の情報の更新等運用を継続的に実施した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|--------------------------|-------------------|----------------------------|---|-------|---|-------------|--------|---------|--|---|---|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 116 | 1章5 2章3 (1) | 国土計画等への地理空間情報の活用 | 国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」を運用する。 | 国土交通省 | データベースを充実させ、引き続き運用する。 | | | | | 国勢調査速報分及び工業統計等の統計データを追加収録する等、データベースの拡充を行い、システムの運用を継続的に実施した。 | A：十分達成 | 計画期間を通じ、「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」について、データベースの充実を図りつつ運用を継続し、国土政策の企画・立案等における地理空間情報の分析に活用した。 |
| 117 | 2章3 (1) | 産業振興に資する地理情報共用Webゲートウェイの構築 | 様々な情報提供サービスに必要なウェブマッピングシステムの提供、改良を進め、国際標準化に貢献し、産業技術力強化を図る。具体的には、オープンソースによるWebGIS基幹部としてWMS/WFS/CS-Wの独自ミドルウェアを開発。特に画像データベースへの高速アクセス、並列・マルチスレッド・マルチストリーム処理による高性能化を図る。また、データのセキュリティ(アクセス認可)について、データ発信者が策定したポリシーに忠実に従う機能を付与する。 | 経済産業省 | オープンソースソフトウェア(FOSS4G)などの高性能化、セキュリティ対応を図る(3年:H21-23)。Webベースでのデータ解析等のサービス(WP S)を整備することで、インターネットを通じてのソフトウェア機能の提供(SaaS的な利用)を普及させる(3年:H21-23)。多種多様なデータ統合を普及させるために国際標準OGC(Open Geospatial Consortium)に準拠したOGC Web ServicePhase 6(OWS-6)およびその後継プロジェクトと協力して進める。 | | | | オープンソースソフトウェア52° North WPSと適切な認証認可判断を行なうセキュリティを組み合わせ、衛星画像の検索と検索の結果得られる画像を高次処理するサービスを整備した。多種多様なデータ統合の普及に向けて、衛星プラットフォームへの展開を進めることとなった。 | A：十分達成 | 産業界で広く普及しているWebサービスと親和性の高いプロトコルに基づき、データのセキュリティ(アクセス認可)について、データ発信者が策定したポリシーに忠実に従うセキュリティアーキテクチャの外部仕様を策定した。多種多様なデータ統合の普及に向けて、衛星プラットフォームへの展開を進めることとなった。 | |
| 168 | 2章3 (1) | 総合交通分析システムの機能更新・拡充 | 総合交通分析システムにおいては、地理情報システムを活用することにより、経路探索結果を分析・図化することが可能となっている。システムを提供するにあたり、道路ネットワーク等の地理空間情報を定期的に更新、拡充している。 | 国土交通省 | 引き続き、現行総合交通分析システムの運用・提供を行う。 | | | | | 平成23年度は道路ネットワーク、統計情報の更新等に加え、利用者の要望を踏まえた利便性向上に係る改修を行った。 | A：十分達成 | 計画期間を通じ、システム及びデータの更新を図りつつ、運用を継続し、総合的な交通体系の整備に際して必要な分析に活用した。 |
| 190 | 2章3 (1) | Web連携型国有林地理情報システムの整備 | 現行の国有林地理情報システムの機能補完を行い、民有林と森林情報の共有化による図面計画の作成や情報公開等に対応したシステム整備を実施する。 | 農林水産省 | 平成24年度までに基本システムを構築し、その後も改良を重ねていく。 | | | | | 平成23年度は、基本システムの構築を行った。 | A：十分達成 | 基本システムの構築を行った。 |
| (地方公共団体等における活用促進) | | | | | | | | | | | | |
| 118 | 2章3 (2) | 農地情報整備促進事業(農村振興支援総合対策事業) | 国、県等により整備された農地に関する地図情報を一元的に管理し、関係機関に情報を提供することにより、GISを活用した施設管理や営農活動等の地域での取り組みを支援する。 | 農林水産省 | 平成22年度まで毎年度農業関係機関に提供する情報を増加させる。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | B：概ね達成 | 農業関係機関に提供する情報の基となる地図背景図の整備・更新を行った。 |
| 119 | 2章3 (2) | 農地情報共有化支援事業 | 地域担い手育成総合支援協議会の構成機関である市町村、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の有する農地の所有者や耕作者、作付状況等の農地に関する情報と都道府県土連が整備する地図情報とを結合することにより、これらの関係機関共通の農地情報データベースの整備を支援する。 | 農林水産省 | 平成22年度までに水士里情報利活用促進事業により整備される地図情報を活用し、関係機関共通の農地情報データベースの整備を図る。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | B：概ね達成 | 地図情報の整備に並行して、所有者、耕作者、面積、地目及び作付け状況等の農地情報データベースの整備を図ったが、事業仕分けでの指摘を踏まえ平成21年度限りで廃止することとした。 |
| 120 | 2章3 (2) | 都道府県における森林GISの整備 | 都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。 | 農林水産省 | 平成23年度末までにGISの活用等により地域森林計画の変更を100%完了する。 | | | | | 平成23年12月末までに、地域森林計画の変更を100%完了した。 | A：十分達成 | 平成22年までにすべての都道府県において森林GISが整備された。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4~H24.3)における達成状況 | |
|------|-----------|--------------------|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 169 | 2章3(2) | 衛星画像を活用した損害評価方法の確立 | 水稲共済について、衛星画像及びGISデータを活用した損害評価方法の確立を図る。 | 農林水産省 | 衛星画像を活用した損害評価方法について、平成28年度からの全国的な本格導入を図る。 | | | | ○ | 北海道において、衛星画像の波長データから水稲作付耕地の収量を推計するための式(収量推計式)の精度向上を図るとともに、当該損害評価方法の試行運用を実施。 | B: 概ね達成 | 平成22年度までに35道府県において収量推計式を策定したが、行政事業レビュー及び事業仕分けでの指摘を踏まえ、平成23年度は計画を大幅に縮小させ、北海道において、収量推計式の更なる精緻化を図るとともに、収量推計式を用いた損害評価の試行運用を実施した。 |
| 191 | 2章3(1)(2) | 口蹄疫防疫マップの開発 | 口蹄疫発生時等に適切な防疫措置を企画し、実施するため、発生農場周辺に所在する農場の位置関係、家畜の飼養頭数、畜産関係施設等を迅速に把握するシステムを構築する。 | 農林水産省 | 平成23年度中に基本システムを開発し、農場地理情報等基礎データを取り込み利用可能な状態に整備する。 | | | | | 平成23年度末までに基本システムの開発が終了し、農場地理情報等の基礎データの取り込みが可能な状態に整備した。 | A: 十分達成 | 平成23年度末までに基本システムの開発が終了し、農場地理情報等の基礎データの取り込みが可能な状態に整備した。 |
| 192 | 2章3(2) | 市町村における森林GISの整備 | 市町村における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。 | 農林水産省 | 平成23年度末までにGISの活用等により市町村森林整備計画の変更を100%完了する。 | | | | | 平成23年度末までに市町村森林整備計画の変更を100%完了。 | B: 概ね達成 | 平成23年度末までに、森林を有する市町村の約半数の市町村において、森林GISが整備された。 |

第3章 衛星測位に関する施策

1. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保するための衛星測位に係る連絡調整等

(システム運営主体との連絡調整)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------|---|---|---------------------|---|--|--|--|--|--|---------|---|
| 121 | 1章6 3章1(1) | 日米GPS会合 | 1998年の日米首脳声明に従い定期的に開催されるGPSの利用に関する重要事項を検討・討議するための会合を開催する。 | 外務省 内閣官房 関係府省 | 引き続き会合を開催し、必要な調整を行っていく。 | | | | | 平成24年1月18日に米国(ワシントン)で第9回日米GPS全体会合を実施し、会合のフォローアップ等必要な調整を行った。 | A: 十分達成 | 毎年度、米国と我が国とで交互に日米GPS全体会合を開催し、必要な調整を行った。 |
| 122 | 1章6 3章1(1) | 国際衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムへの参画 | 国連宇宙空間平和利用委員会(COPIUOS)において設立された衛星航法システムに関する国際委員会は、関心国・組織により、衛星測位に関する情報交換等をボランティアベースの活動として実施しているが、当該会合に参画し、関係各国の衛星測位システムの開発・利用状況について情報収集を行うとともに、衛星測位システムの運用機関(プロバイダー)との連携を深める。 | 関係府省 | 我が国としても引き続き参画し、国際動向等について情報収集を行うとともに、各国との連携を深める。 | | | | | 平成23年9月5日~9日にかけて衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)第6回会合を我が国で開催し、我が国の産学官の関係機関と関係各国の関係機関が衛星測位に関する情報交換を行うとともに、各機関と連携を深めた。 | A: 十分達成 | 衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムに継続的に参加した。特に第6回ICG会合を日本で開催し、関係国等と積極的に情報交換を行うとともに、各機関と連携を深めた。 |

(衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|----------------------|--|-------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|---|---------|--|
| 123 | 3章1(2) | 衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供 | 関係府省の担当者から構成される地理空間情報活用推進会議衛星測位ワーキンググループにおいて、国内の利用者のニーズを踏まえて、米国GPSの運用等に関する情報を、必要な利用者に的確に伝わるようなシステムの在り方について検討し、その結論に基づき必要な措置を講ずる。 | 推進会議 (衛星測位ワーキンググループ) | 推進会議(衛星測位ワーキンググループ)において検討を進める。 | | | | | 平成23年9月5日~9日にかけて衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)第6回会合を我が国で開催し、米国GPSを含めたGNSSの運用等に関する情報について、その利用者を含めた我が国の産学官の関係機関と関係各国の関係機関が情報交換を行った。また、平成24年1月の第9回日米GPS全体会合において、GPSの運用等に関する情報を得るとともに、準天頂衛星システムを含むGNSSの民生利用における協力について検討及び議論を行ない、日米GPS/準天頂衛星システム技術作業部会(TWG)の活動報告を取りまとめ、公表した。 | B: 概ね達成 | 衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)や日米GPS全体会合の場を通じて、国内外の関係者がGNSSに関する情報交換を行った。また、必要に応じて、衛星測位ワーキンググループや地理空間情報産学官連携協議会の場においてGNSSに関する情報を共有した。 |
|-----|--------|----------------------|--|-------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|---|---------|--|

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | |
|--|------------------|------------------------------|---|--|---|-------------|--------|---------|---------|---|---|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | |
| 2. 衛星測位に係る研究開発の推進等 (基礎的・基盤的な研究開発等の推進) | | | | | | | | | | | | |
| 124 | 3章2(2) | 技術試験衛星Ⅷ型による衛星測位技術の実験 | 衛星測位に関する基礎的な技術とを蓄積するための実験を実施する。 | 総務省 文部科学省 | 平成21年度までに技術実証を行う。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A: 十分達成 | 世界初の衛星-地上間の双方向時刻比較実験を実施し、静止衛星における衛星時刻管理技術を確立した。(総務省) 測位実験を着実に実施し、計画された実験項目を全て実施し、技術試験衛星Ⅷ型(ETS-VIII)の測位信号を用いた衛星の時刻同期精度や軌道決定精度などにおいて、当初想定以上の成果が得られ、静止衛星を用いた衛星測位基盤技術を習得し、実験を終了した。 また、ETS-VIIIの測位信号をGPS測位信号に加えて測位実験を行い、GPS衛星の可視条件が悪い場合においてもETS-VIII測位信号を加えることにより測位精度が向上・安定化する(GPS補完機能)ことを実証した。 なお、測位実験を通して蓄積したデータ処理技術などは、準天頂衛星を用いた測位実験でも活用した。(文科省) |
| 125 | 3章2(2) | GPSを利用した航空機の高精度航法システムに関する研究 | GPS受信端末と機上慣性航法装置とを複合した航空機用の超小型航法装置(位置センサ)及びそれを利用した高精度・高信頼航法システムの研究開発を推進する。 | 文部科学省 | 平成24年までに、精密進入を可能とするレベルの技術実証を行う。 | | | | | 模擬電離圏異常環境下におけるGPS/GBAS精密進入について、飛行試験等により取得したデータを用いてシミュレーション評価を行い、慣性航法装置の複合化により航法率の向上が可能であることを実証した。 | A: 十分達成 | GPSと慣性航法装置との複合航法アルゴリズムを開発し、飛行試験等により取得したデータを用いたシミュレーション評価により、精密進入による航法率の向上が可能であることを実証した。 |
| 170 | 3章2 | 小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 | 大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星等の研究開発等を行う。これにより、観測の高頻度化、高速処理化等を図る。 | 経済産業省 | 平成24年度までに、光学分解能:0.5m未満(軌道高度:500km)、データ伝送速度:800Mbps、質量:約500kg、開発・製造コスト:従来の約10分の1、開発期間:従来の約3分の1を達成する。 | | | | | 地上分解能(GSD)0.5m未満のセンサシステムを開発し、個別試験で性能評価が出来る段階まで完成した。また、バス質量300kg以下の重量となる小型衛星バスを製造し、熱機械的特性の設計検証、電気的性能の確認等を実施した。 | A: 十分達成 | 達成状況については、前記に同じ。今後は平成24年度に打上げにむけロケットインターフェース調整を行い、軌道上において実証試験を実施する予定。 |
| (準天頂衛星システム計画の推進) | | | | | | | | | | | | |
| 126 | 1章1(3) 3章2(3) | 初号機の準天頂衛星による技術実証・利用実証等 | 準天頂軌道の衛星システム計画に関し、所要の研究開発を実施するとともに、1機の準天頂衛星を打ち上げ、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省による技術実証、民間、府省等による利用実証を行う。 | 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 関係府省 | 平成22年度に引続き技術実証・利用実証を行う。 | | | | | 平成22年12月から開始した準天頂衛星初号機の技術実証等を継続し、全ての測位補完信号について、性能要求を満たすことを確認した。 | A: 十分達成 | 平成22年度に準天頂衛星初号機を打ち上げ、技術実証を実施し、全ての測位補完信号について、性能要求を満たすことを確認した。 |
| 127 | 3章2(3) | 準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書の公開等 | 準天頂衛星システム(QZSS)に対応するユーザー受信端末(カーナビ、携帯電話等)やユーザーアプリケーションの開発に必要なQZSSと利用者間のインターフェース、要求されるサービス性能の仕様などをユーザーに対して提供する「準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書」を作成、公開する。 | 文部科学省 | 平成22年に作成、公開し、平成23年に改訂した準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書(1.2版)について、必要に応じて更新を実施する。 | | | | | 平成23年度においては、平成23年6月に作成・公開した衛星システムユーザーインターフェース仕様書(1.3版ドラフト)に対し、平成23年6月のユーザーミーティングにおいて当該更新情報の説明をした後、平成23年7月に同仕様書(1.3版)を制定した。また、平成23年7月に作成・公開した同仕様書(1.4版ドラフト)を平成24年3月にユーザーからのコメントを反映したうえで制定した。 | A: 十分達成 | 準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書を公開し、適切に維持した。 |
| 193 | 3章2(3) | 準天頂衛星システム事業計画等宇宙の総合的利用の推進 | 「当面の宇宙政策の推進について」(平成22年8月27日、宇宙開発戦略本部決定)等に基づき、府省横断的に構築すべき国家基幹宇宙インフラ(「準天頂衛星システム」及び「衛星データ利用促進プラットフォーム」)の整備に必要な事業計画を策定する。 | 内閣官房 | 平成23年度中に事業計画を策定する。 | | | | | 準天頂衛星システムについては、平成23年9月に「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」が閣議決定され、政府としての整備方針が決定された。また、衛星データ利用促進プラットフォームのプロトタイプシステムを使ったテストを行い、全体構成や詳細仕様等を調査した。 | A: 十分達成 | 準天頂衛星システムについては、平成23年9月に「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」が閣議決定され、政府としての整備方針が決定された。また、衛星データ利用促進プラットフォームのプロトタイプシステムを使ったテストを行い、全体構成や詳細仕様等を調査した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|-----------------------------|----------|------------------------------------|--|-------|--|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| (国の機関等による衛星測位の利用の取組) | | | | | | | | | | | | |
| 128 | 3章2(4) | 大規模災害時等における政府の危機管理体制の強化 | ヘリコプターや広域緊急援助隊の位置の把握に衛星測位を利用する。 | 警察庁 | 衛星測位を利用したヘリコプターテレビシステム等を継続して活用する。 | | | | | ヘリコプターや広域緊急援助隊の位置把握に衛星測位を利用した。 | A：十分達成 | ヘリコプターや広域緊急援助隊の位置の把握に衛星測位を利用した。 |
| 129 | 3章2(4) | 捜査員の位置情報の把握への衛星測位の活用 | 捜査員の位置の把握に衛星測位を利用する。 | 警察庁 | 衛星測位の利用を継続する。 | | | | | 捜査員の位置情報の把握のため、衛星測位の利用を継続した。 | A：十分達成 | 捜査員の位置情報の把握のため、衛星測位を活用した。 |
| 130 | 3章2(4) | 携帯電話等からの110番通報における位置情報通知システムの整備の推進 | 衛星測位を用いた携帯電話からの110番通報における位置情報通知システムの整備を推進する。 | 警察庁 | 今後も、引き続き、位置情報通知システムの整備を推進していく。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | A：十分達成 | 衛星測位を用いた携帯電話からの110番通報における位置情報通知システムは、平成19年4月1日から一部都道府県警察において運用を開始したが、平成21年度末に全都道府県警察への整備が完了した。 |
| 131 | 3章2(4) | 自衛隊による衛星測位の利用 | 航空機、艦船等の航法等に衛星測位を利用する。 | 防衛省 | 衛星測位の利用を継続する。 | | | | | 航空機、艦船等の航法等への衛星測位の利用を継続した。 | A：十分達成 | 航空機、艦船等の航法等への衛星測位を利用した。 |
| 132 | 3章2(4) | 登記所備付地図作成 | 登記所備付地図作成に衛星測位を利用する。 | 法務省 | 衛星測位を利用した登記所備付地図作成を継続して行う。 | | | | | 平成23年度においては、衛星測位を利用し、登記所備付作成作業(15km ²)を実施した。 | A：十分達成 | 平成20年度から平成23年度までに、約52km ² について、登記所備付地図作成作業を実施した。 |
| 133 | 3章2(4) | 衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等 | 衛星測位等を利用して周回衛星等の軌道を高精度で決定するとともに、その精度の向上を図る研究を実施する。 | 文部科学省 | 「いぶき」及び将来衛星(ALOS-2等)において、衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を継続実施する。 | | | | ○ | 衛星測位を利用した将来衛星(ALOS-2等)の高精度軌道決定に向けた解析を実施した。 | A：十分達成 | 平成18年1月に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」、平成21年1月に打上げられた温室効果ガス観測衛星「いぶき」等において、衛星測位を利用した高精度軌道決定を継続して実施した。「だいち」では、ミッション要求(1m以内の軌道決定精度)に対して平均15cmの軌道決定精度を達成した。また、衛星測位を利用した将来衛星(ALOS-2等)の高精度軌道決定に向けた解析を実施した。 |
| 134 | 3章2(4) | 活断層調査の総合的推進 | 活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。 | 文部科学省 | 活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成23年度までに神縄・国府津－松田断層帯、平成24年度までに上町断層帯、平成25年度までに磐固断層帯の評価の高度化に資する。 | | | | ○ | 平成22年度から調査を開始した上町断層帯の活断層調査において、平成23年度も引き続き、詳細地殻変動分布の解明のために衛星測位技術を活用し、断層帯の調査観測の精度高度化を図った。 | B：概ね達成 | 他の断層帯に関しても断層調査において衛星測位技術を活用する。 |
| 135 | 3章2(4) | 海底GPS技術開発 | 衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。 | 文部科学省 | 平成26年度までに海底GPSを用いた海底地殻変動観測技術の高度化を図る。 | | | | ○ | 係留ブイを用いた短期の連続測位観測試験から問題点を明らかにした。音響自動解析アルゴリズムの開発を行った。平成23年度三次補正で整備予定の観測点については、仕様変更により平成24年度に設置する予定。 | B：概ね達成 | 係留ブイの設計・作成を行い、短期の連続測位観測試験から問題点を明らかにした。音響自動解析アルゴリズムの基本設計及び開発を行った。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------|----------|------------------------------|--|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|--|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 136 | 3章2(4) | ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究 | ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。 | 文部科学省 | 平成24年度までに東北日本の日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。 | | | | | 平成20年度に設置した観測点において、平成23年4月から11月にかけてGPS連続観測を実施した。東北地方太平洋沖地震に伴う余効変動観測を目的として4月に4点、6月に16点の観測を実施し、2～7か月分の連続観測データを取得した。また、有限要素法を用いた変形モデルの構築に着手した。 | A : 十分達成 | 平成20年度：ひずみ集中帯を横切る2か所の測線(新潟県上越市から南魚沼市、柏崎市から南魚沼市)に沿って2～3km程度の間隔でGPSキャンペーン観測用の観測点を設置し、1～2週間の連続観測を実施した。 平成21年度：平成20年度に設置した観測点において、2か月程度のキャンペーン観測を実施した。また、前年度との比較から1年分の変位ベクトルを得た。 平成22年度：平成20年度に設置した観測点において、1～4か月程度のキャンペーン観測を実施した。また、新潟県上中越地域において初期的な変形モデルの検討を行った。 平成23年度：平成20年度に設置した観測点において、2～7か月程度のキャンペーン観測を実施した。有限要素法を用いた変形モデルの構築に着手した。 |
| 137 | 3章2(4) | 漁船位置情報管理・分析 | 漁船の位置等を衛星測位システムを介して自動的に取得するシステム(VMS)を運用・改修する。 | 農林水産省 | 平成19年度かつお・まぐろ漁船全船の位置取得を達成。かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、必要に応じて随時システムの改修を行う。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A : 十分達成 | 既に遠洋漁船のVMSの登録は全船実施(達成)しており、平成22年度は引き続き地域漁業管理機関等の決議を遵守するため管理運用を図った。 |
| 138 | 3章2(4) | 海亀等の回遊経路の把握 | 対象海洋生物の回遊経路を把握するため、海亀等の生体を捕獲後タグを装着し、行動を追跡する。 | 農林水産省 | 平成22年度まで調査を実施する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A : 十分達成 | 海亀、海鳥について、摂餌場所及び漁業との競合場所の特定に関する情報が得られた。 |
| 139 | 3章2(4) | 有害生物被害防止対策 | 有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供(PDF)と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。 | 農林水産省 | 大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で漁業関係者等に提供する(予算上の事業年度は平成24年度末)。 | | | | | 大型クラゲの出現情報をインターネット、FAXを通じて漁業関係者等へ提供した。 | A : 十分達成 | 大型クラゲの発生の有無にかかわらず、出現情報を漁業関係者等に提供できた。 |
| 140 | 3章2(4) | 農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発 | ほ場内にオペレータが入ることなく、稲麦大豆作において耕うんから収穫まで、すべてのほ場作業をロボット化する無人機械作業体系を開発する。 | 農林水産省 | 平成26年度までに、稲麦大豆作において耕うんから収穫までの一連の作業を遂行できる農作業ロボットシステムを開発し、大規模農業から小型分散圃場への適用を可能とするシステムを開発する。 | | | | | 稲麦大豆作において耕うんから収穫までの一連の作業を遂行できる農作業ロボットの改良を実施するとともに、作業体系に必要な技術の開発を行う。 | A : 十分達成 | ロボット化したトラクタ、田植機、コンバインの改良を実施するとともに、各種センサー、作業管理システムのプロトタイプを開発した。 |
| 141 | 3章2(4) | 農地・農村の防災技術の高度化 | 高精度衛星測位と無人ヘリ等を用いた中山間農村地帯における災害の調査・監視技術等を開発する。農地地すべり監視のための衛星測位技術の利用とその高精度化を進める。 | 農林水産省 | 平成23年度までに中山間地域の農地災害監視に有効なGNSS監視システムの開発・運用を行う。また差分干渉合成開口レーダとの融合技術の適用性検証を行う。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A : 十分達成 | 小型Linuxサーバによる安価なGNSS監視システムを開発し、中山間地域の農地災害監視に適用した。また差分干渉合成開口レーダによる農地の変状検出への適用可能性を示した。これらの融合技術によって再滑動型の中山間地域の農地斜面の監視技術について、農地保全対策事業実施地区に提案した。 |
| 142 | 3章2(4) | 広域収量モニタリングシステムの開発 | コンバイン収穫質量測定装置(収量センサ、GPSユニット、表示・記録装置から構成されるもの)を利用し、ほ場地図上に収量情報をマッピングできる広域収量モニタリングシステムを開発する。 | 農林水産省 | 平成23年度までに圃場GIS情報を用いて収量計測を行う手法を確立する。 | | | | | 平成22年度に既に完了 | A : 十分達成 | 収量計測装置のデータを用いて圃場GIS上に収穫情報をマッピングする手法を確立した。今後、得られた知見を整理して情報として公表する予定である。 |
| 143 | 3章2(4) | 普及型GPSを用いた茶園内の位置計測技術の開発 | 茶園内の害虫被害箇所を検出するため、安価な普及型GPSを用いた茶園内の位置を計測する技術を開発する。 | 農林水産省 | 平成20年までに、研究段階で利用できる技術にする。 | | | | | 平成20年度に既に完了 | B : 概ね達成 | 研究段階で利用できる計測手段として開発した。平成20年度で課題終了し、その後の課題化なし。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|------|----------|--------------------------------------|---|-------|---|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 144 | 3章2(4) | 運動強度等の簡易測定に基づく放牧育成牛への補助飼料給与量の調製技術の開発 | 衛星測位及びGISの利用により、放牧牛の運動量と牧区地形条件の関係を解析する。 | 農林水産省 | 平成21年までに、放牧条件を類型化し、各条件下での放牧牛の維持エネルギー要求量増加割合を提示する。 | | | | | 平成21年度に既に完了 | B: 概ね達成 | 放牧条件を類型化し、各条件下での放牧牛の維持エネルギー要求量増加割合を提示した。 |
| 145 | 3章2(4) | 農業環境資源地点情報の整備 | 土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。 | 農林水産省 | 平成23年度までに、地理情報が少ない古い標本情報をさらに追加登録する。さらに、他のデータベース(土壌情報閲覧システムなど)と統合し、より利用範囲の広い農業環境イベントリーシステムを構築する。 | | | | | 農業環境技術研究所所蔵の昆虫標本(約3000点、微生物標本(標本約30件、標本画像200点以上)を追加登録した。また、「土壌情報閲覧システム」に新たに「土壌温度」「大日本帝国土性図(フェスカ図)」を追加した。なお「土壌情報閲覧システム」は東京電力第一原発関係の報道時にアクセスが急増するなど、土壌の性質を知りたいというニーズに広く応えていると考える。クラウドにより「土壌情報閲覧システム」、「農業統計情報メッシュデータ閲覧システム」、「モデル結合型作物気象データベース」を統合した「農業環境情報データセンター(gamsDB)」を構築しプレスリリースした。農業環境情報の統合を目指す「農業環境イベントリーシステム」構築に向けて着実に成果がでている。 | A: 十分達成 | 「土壌情報閲覧システム」「農業統計情報メッシュデータ閲覧システム」(共にプレスリリース)などを公開するとともに、「昆虫標本データベース」「微生物標本データベース」に標本情報の追加登録さらには、画像情報、ラベル情報を追加してきた。平成22年以降クラウド化を進め、Web-APIによるデータベースの統合を進め、複数のデータベースの統合ができるようにした。この手法は、低コストでかつ、状況に応じて変更しやすく、新しい時代のデータベース管理システムと考えている。これらの技術を用いて、gamsDB(一種の統合データベース)(プレスリリース)をいち早く構築するなど、予定以上に進んでいる。 |
| 146 | 3章2(4) | 衛星測位・無線通信技術を用いた農地への野生生物追跡技術の開発 | 鳥獣害予防のために、無線通信技術を用いた野生生物の接近警報及び衛星測位による精密な位置情報の取得を行う。 | 農林水産省 | 平成23年度までに多段無線リレーによるデータ通信の試験を行う。 | | | | | 野生動物の接近警報及び電気柵電圧モニタリング用のデータ通信の信頼性を高め、運用期間の延長した。 | B: 概ね達成 | 動物追跡技術に加え、獣害防除の重要な要素となる電気柵の稼働状態をモニタリングできるようにしたシステムの通信機器が完成し、データ通信の試験を研究所内及び現地で実施した。 |
| 147 | 3章2(4) | 海上保安庁における緊急通報118番(位置情報等)の受付体制 | 緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位を利用する。 | 国土交通省 | 引き続き、緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において衛星測位の利用を継続する。 | | | | | 衛星測位の利用を継続した。 | A: 十分達成 | 衛星測位の利用を継続した。 |
| 171 | 3章2(4) | 大規模営農支援システムの開発 | 「GISを利用した農作業履歴管理システム(FARMS)」を基礎とし、低価格GPSを搭載した農業機械の稼働状況モニタリング装置を継続利用して作業履歴の蓄積を効率的に行うシステムを開発する。また、開発システムを大規模経営体における現地実証的な試験に供し、効果を検証する。 | 農林水産省 | 平成23年度までに実証試験システムを開発し、大規模経営体での実証運用を開始する。 | | | | | 水稲作の実証試験では対象現地を拡大でき、作業履歴の蓄積も進んだが、野菜作中心の実証試験地では野菜作用に付加した機能を中心に運用を試行したにとどまり、十分な実証を行うことができなかった。一方、新たに携帯端末未用開発したプログラムは関心が高く、評価も概ね良好で、現場への投入を期待が多かった。また、乾燥機へ簡易なセンサを取り付けることにより、収穫情報を推定できる可能性を見出した。 | B: 概ね達成 | FARMSを基礎とし、低価格GPSを搭載した作業機等の稼働状況モニタリング装置を継続的に利用して、作業履歴の蓄積を効率的に行う技術は概ね計画どおり開発できた。ただし、大規模経営体に導入し、現地実証試験を行い、既存システムとの連携を含めた効果を検証するまでには至らなかった。そこで、当初の計画を1年延長し、現地実証試験を実施する計画である。 |
| 181 | 3章2(4) | 広域コントラクターのための携帯端末を利用した作業計画・管理支援システム | 飼料イネの収穫・調整・集荷作業や堆肥散布など各作業を円滑に進めるため、GPS搭載携帯情報端末を利用した、記録すべき項目を自由に設定できる、広域コントラクター向け作業計画・管理支援システムを開発する。 | 農林水産省 | 平成24年までに同システムを完成させ、あわせてソフトウェアの配布等をできるようにする。 | | | | ○ | 携帯情報端末上で、ほ場情報のデータ入力が行えるプログラムおよび携帯情報端末間でデータ共有が行えるプログラムを開発した。 | B: 概ね達成 | 携帯情報端末上で、ほ場情報の表示とデータ入力を行うことができるように、携帯情報端末間でデータ共有が行えるプログラムを開発した。システム構築に必要な要素は全て開発したので、最終年度でのシステム完成に目途が付いた。 |
| 194 | 3章2(4) | ふくそう海域での事故半減を目指すICTを活用した新たな安全システムの構築 | 船舶位置情報に関し、DGPSに加え準天頂衛星システムからの補正情報の入力手法について技術開発を行う。 | 国土交通省 | H23年度末までに船舶交通の安全性・利便性の向上を目指す。 | | | | | 平成22年度に製作した、必要な情報を一つの電子海図上に重畳表示するシステムの改良及び実証実験を行い、技術開発を完了した。 | A: 十分達成 | 航路標識、気象情報、航行制限水域、海上障害物、港湾情報等の船舶の航行の安全に関する情報を一目でわかるよう、画面上に情報を重ねて提供する航行支援システムの技術開発を完了した。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な)目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4～H24.3)における達成状況 | |
|--------------------------|----------|--|--|----------------|--|-------------|--------|---------|---------|--|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 195 | 3章2(4) | 高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発 | 準天頂衛星を含む複数の衛星測位システム(マルチGNSS)のデータを統合的に利用し、短時間に高精度に位置情報を取得し、測量等に適用するための技術開発及び標準化を実施する。 | 国土交通省 | 平成26年度までに、マルチGNSSの解析技術等を開発、検証し、公共測量等に適用するための高精度測位技術の標準化を行う。 | | ○ | | ○ | ・複数周波数及び異なる衛星系の信号組合せに関する検討を行った。 ・マルチGNSS解析システムの基本設計を行った。 ・GNSS模擬データ生成システムを開発した。 ・衛星系及びGNSS受信機の技術仕様等について調査した。 ・GNSS受信機等を調達して試験観測を実施し、受信状況や受信データ量等を調査した。 | A: 十分達成 | 平成23年度の達成状況と同様 |
| 196 | 3章2(4) | GPS波浪計による波浪・津波観測の高精度化 | GPS波浪計による波浪及び津波観測システムについて、さらに準天頂衛星の測位情報も活用して、より高精度で安定した観測を可能とする改良の検討を行う。 | 国土交通省 | 平成23年度中により高精度で安定した観測を可能とする改良の方向性について結果を得る。 | | | | ○ | 民間による実証実験を踏まえ、既存GPS波浪計の改良についてコスト面・観測精度面の双方から検討を行い、改良に向けての課題を整理することが出来た。 | B: 概ね達成 | 民間による実証実験を踏まえ、既存GPS波浪計の改良に向けての課題を整理することが出来た。今後は引き続き情報収集に努め改良の方向性についての検討を行っていく。 |
| 197 | 3章2(4) | 障害に強い(ロバスト)な位置情報のための地域的測位衛星の高度利用 | 米国のGPSの一部または全部が停止した場合を想定して、我が国が保有する準天頂衛星及びMSASにより位置の測定を行う方式の利用精度、利用可能性について検討、実証する。(宇宙利用促進調整委託費により実施) | 文部科学省 国土交通省 | 米国のGPSの一部または全部が停止した場合の性能解析、実証実験を平成24年度まで実施する。 | | | | | 米国のGPSに対するバックアップシステムとして、静止衛星及び準天頂衛星による位置測定の性能解析シナリオ検討を実施。バックアップシステムのみによる測位が可能であることを実証するためのマルチシステム実証実験準備、電磁干渉調査を行った。 | A: 十分達成 | 米国のGPSに対するバックアップシステムとして、静止衛星及び準天頂衛星による位置測定の性能解析シナリオを作成。マルチシステム実証実験を行うために、実験機材を実験用航空機に搭載するとともにGNSS周波数帯における電磁干渉調査を行った。 |
| 198 | 3章2(4) | 地方・ローカル線・路面電車に有効な地上システムが省力化可能な運転管理システムの技術開発の推進 | 列車の位置、速度などの運転状況を地上設備によらず、車上設備で検出し、センタ処理装置との通信を行って先行列車の位置を把握し、先行列車位置に応じた列車制御を行う運転管理システムの基礎技術を確立する。 | 国土交通省 | 平成23年度中に新たな運転管理システムの技術仕様書をまとめる。 | | | | ○ | GPSによる列車位置検知及び携帯電話回線を用いた列車制御システムの設計の考え方については、山形鉄道での実証試験結果等から、基本的に安全が確保されているとの評価を受けた。一方、実用化に向けた課題として、より精度の高い列車位置検知手法等の検討が必要となった。 | B: 概ね達成 | GPSによる列車位置検知及び携帯電話回線を用いた列車制御システムの設計の考え方については、山形鉄道での実証試験結果等から、基本的に安全が確保されているとの評価を受けた。一方、実用化に向けた課題として、より精度の高い列車位置検知手法等の検討が必要となった。 |
| 199 | 3章2(4) | 操業管理適正化 | 我が国遠洋漁船の操業秩序確保の観点から、VMS(船舶位置測定システム)を活用した操業位置の監視及び漁獲報告との整合性の確認を行う。 | 農林水産省 | かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、平成27年度まで必要に応じて随時システムの改修を行う。 | | | | | 既に遠洋漁船のVMSの登録は全船実施(達成)しており、平成23年度は引き続き地域漁業管理機関等の決議を遵守するため管理運用を図った。 | A: 十分達成 | 既に遠洋漁船のVMSの登録は全船実施(達成)しており、平成23年度は引き続き地域漁業管理機関等の決議を遵守するため管理運用を図った。 |
| 200 | 3章2(4) | VMSシステム開発及び設置 | 大型官船の公海域への派遣により手薄となった我が国の排他的経済水域の取締勢力を補充し、効率的な取締体制を再構築するため、大中型まき網漁業等国内主要漁船にVMS(船舶位置測定システム)を設置する。 | 農林水産省 | 平成23年度中に大中型まき網漁船及び沖合底びき網漁船200隻にVMS端末を設置する。 | | | | ○ | VMSシステム(船舶位置監視システム)の開発については達成し、実用化に向け大中型まき網漁船等に対しVMS端末を設置し実証試験を行った。 | A: 十分達成 | VMSシステム(船舶位置監視システム)の開発については達成し、実用化に向け大中型まき網漁船等に対しVMS端末を設置し実証試験を行った。 |
| (衛星測位の利用のための情報提供) | | | | | | | | | | | | |
| 148 | 3章2(4) | 衛星測位を利用した航空交通の安全確保及びサービス向上 | 航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSA-T)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。 | 国土交通省 | 引き続き、衛星航法補強システムの運用を継続する。 | | | | | 衛星航法補強システムの運用を行い、航空交通の安全確保及び効率性向上に寄与した。今後も運用継続を図る。 | A: 十分達成 | 衛星航法補強システムの運用を行い、航空交通の安全確保及び効率性向上に寄与した。 |
| 149 | 3章2(4) | 衛星測位を利用した海上交通の安全確保 | 船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。 | 国土交通省 | 引き続き、ディファレンシャルGPS局の運用を継続する。 | | | | | 全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供したことで、船舶交通の安全確保に寄与した。 | A: 十分達成 | 全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供することで、船舶交通の安全確保に寄与している。 |

| 整理番号 | 基本計画該当箇所 | 施策名 | 施策概要 | 担当府省 | (具体的な) 目標と達成期間 | 各種計画との連携(注) | | | | 平成23年度の達成状況 (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) | 前基本計画期間(H20.4~H24.3)における達成状況 | |
|--------------------------------|----------|------------------------------------|---|-------|--|-------------|--------|---------|---------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | ①IT戦略 | ②新成長戦略 | ③海洋基本計画 | ④宇宙基本計画 | | 達成度を選択してください | (達成した場合は具体的な内容) (未達成部分がある場合はその内容と理由) |
| 150 | 3章2(4) | 衛星測位を利用した測定の効率化等(電子基準点測量) | GPSを用いた測定の効率の向上等のため、全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用する。 | 国土交通省 | 国家基準点体系の維持と測定のための基準点として、安定的な運用を行う。 | ○ | | ○ | ○ | 東日本大震災で被害を受けた電子基準点を復旧した。また、防災上重要な地殻変動観測を継続的に実施するため、受信機の更新及びバッテリー等の補強を実施し、電子基準点の防災対応能力の向上を図った。 | A：十分達成 | 全国に配置した電子基準点によるGPS連続観測システムを安定的に運用し、国家基準点体系の維持と測定のための基準点として運用し、測定の効率化等に寄与した。 |
| (地方公共団体及び民間における衛星測位の利用) | | | | | | | | | | | | |
| 151 | 3章2(4) | 携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進 | 衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。 | 総務省 | 引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システムの導入を図る。 | | | | | 平成23年度末時点で約7割の本部が導入した。 | A：十分達成 | 平成23年度末時点で約7割の本部が導入した。 |
| 172 | 3章2(4) | エネルギーITS推進事業 | 省エネルギー効果の高いITSの実用化を促進する事業において、自動運転・隊列走行に関する要素技術開発を行い、その中でGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術の開発等を行う。 | 経済産業省 | 平成24年度までに、自動運転・隊列走行に必要なGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術を開発する。 | | | ○ | | 平成23年度にGPSを用いた位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術に関して、それぞれ信頼性向上のための技術開発を実施した。 | A：十分達成 | 平成23年度末までにGPSを用いた位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術に関して、基礎的技術の確立、実験走行による基本性能を確認した上で、信頼性向上のための技術開発を実施した。 |
| 201 | 3章2(4) | 衛星利用の裾野拡大プログラム(宇宙利用促進調整委託費) | 平成22年度に「みちびき」が打上げられ、我が国の測位衛星利用の高度化が期待されている。現在、測位衛星利用については、カーナビゲーションやGPS機能付き携帯電話など、国民生活の中に幅広く浸透しているが、準天頂衛星の打上げを契機に従来の衛星利用の枠を超えた新たな利用を開拓する。 | 文部科学省 | 測位衛星の利用の裾野の拡大に向けて、従来の衛星の枠を超えた新たな利用方法の開拓を推進する。最長で平成24年度まで。 | | | | | 衛星測位によるG空間情報の利活用等を促進するための利用促進事業8件(委託)を平成22年度から開始し、平成23年度は7件(継続)実施した。 例として、「IT農業の実現に向けた準天頂衛星による高精度走行システムの実証実験」では、「みちびき」のLEX補強信号を用いた低速移動体端末を農機アシスト走行システムへ組み込み、動作検証を実施し、十分な精度が出力されていることを確認した。 | A：十分達成 | (財)衛星測位利用推進センターに対して準天頂衛星用のセンチメートル級測位補強システム、受信端末等の開発を委託し、同センターにより利用実証が行われた。 また、利用促進事業8件(委託)を平成22年度から開始し、平成23年度は7件を継続して実施した。 |

(注) 「各種計画との連携」の項目中、

- ① 「IT戦略」とは、「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」を、
- ② 「新成長戦略」とは、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」を、
- ③ 「海洋基本計画」とは、「海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)」を、
- ④ 「宇宙基本計画」とは、「宇宙基本計画(平成21年6月2日宇宙開発戦略本部決定)」を指す。

本計画は、平成24年3月末時点の施策をとりまとめたものである。